

平成 30 年4月9日

各 位

会 社 名 株式会社サンオータス 代表 者 名 代表取締役社長 北野 俊 (JASDAQ コード番号:7623) 問い合わせ先 取締役 管理本部長 久米 健夫 T E L 045-473-1211(代表)

第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ

当社は、平成30年3月5日付「弊社子会社におけるコンプライアンス違反取引の疑い及び第三者委員会設置に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、客観的な調査を実施するため、専門家で構成される第三者委員会を設置し、当該コンプライアンス違反取引に関する事実関係調査および原因究明、その他同種事項の有無の調査を進めてまいりました。

本日、第三者委員会より「調査報告書」を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 調査報告の内容

調査報告の詳細な内容につきましては、添付の「調査報告書」をご覧ください。 なお、調査報告書につきましては、プライバシー及び機密情報保護等の観点から、一部記載につき 秘匿化を図っております。

2. 業績への影響

業績への影響につきましては、第三者委員会からの当該調査報告を受け、当社において内容を精査の上、会計監査人との協議を行い、影響額を早急に算出する予定であり、確定次第速やかにお知らせいたします。

3. 今後の対応について

第三者委員会からの調査報告には再発防止に関する提言が行われており、弊社といたしましては、これらの提言を真摯に受け止め、早急に再発防止策を策定し実行し、法令遵守態勢の強化・徹底を図ってまいります。再発防止策の具体的内容につきましては、確定次第速やかに開示いたします。

なお、第67期第3四半期報告書につきましては平成30年4月18日に提出予定であり、また、平成30年4月期第3四半期決算短信につきましても、平成30年4月18日に開示する予定であります。

株主をはじめとする関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をお掛けいたしておりますことにつきまして、深くお詫び申し上げます。

以 上

調査報告書

平成30年4月9日

株式会社サンオータス第三者委員会

株式会社サンオータス 御中

株式会社サンオータス第三者委員会

委員長 紺野 晃男

委 員 佐藤 麻子

委 員 信太 元紀

調査報告書

貴社のご依頼に基づき当委員会が行った調査の結果を、以下の通りご報告申し上げます。

目 次

第1	調査の	概	要	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
1	当委員	会	設	置	の着	圣	緯	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2	本件取	引:	判	明	の絹	圣	緯	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
3	当委員	会	の;	構	成	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
4	調査の	方	法	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
第2	調査に	ょ	ŋ :	判	明	し	た	事	実	経	緯	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
1	本件取	引	の:	全位	体化	象	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
2	当事者	•	関	係	者し	ح.	つ	٧١	て	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
3	取引①	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
4	取引②	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	12
5	取引③	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	13
6	取引④	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	13
7	取引⑤	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	13
8	取引⑥	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	13
9	取引⑦	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	15
10	取引⑧	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	16
11	取引⑨	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	17
12	取引⑩	•	•	•	•	•	•	•	•	٠	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	17
13	取引⑪	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	18
14	取引⑫	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	18
15	取引(3)	及	Ų(14)	•	•	•	•	•	•	•	•	٠	•	•	•	•	٠	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	19
16	取引⑮	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	19
17	取引⑯	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	19
18	取引⑰	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	19
19	取引®	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	٠	•	•	٠	•	•	•	•	•	•	•	•	•	20
20	取引19				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		23
21	取引20%																													
22	取引28	及河	(X)	29	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	25
23	本件取	引	かき	契約	約四	퇻/	係	(要	約) •			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	26
24	ローン	会	性(/こ~	つし	۲,	7	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	27
第3	本件取	引	か;	実ィ	生作	生	の ⁷	有	無	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	32
1	ヒアリ	ン:	グし	ر اک	よる	57	確	認	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	32
2	客観的	事	実(ر اک	よる	57	確	認	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	32
3	結論•					•																								39

第4	他事例の調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・40
1	調査の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40
2	調査方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40
3	調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
4	W氏名義の取引(取引®)について・・・・・・・・・49
第5	過年度決算訂正の必要性の検討・・・・・・・・・・・51
1	本件取引に係る不正による重要な虚偽表示の存在の検討・・・・・51
2	調査方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51
3	調査並びに検討結果・・・・・・・・・・・・・・・51
4	検出された違反行為がもたらす影響・・・・・・・・・・53
第6	本件の発生要因に関する見解・・・・・・・・・・・56
1	本件取引の動機ならびに企業風土の検討・・・・・・・・・56
2	内部統制に関する見解・・・・・・・・・・・・・58
第7	再発防止策の提言・・・・・・・・・・・・・・・・62

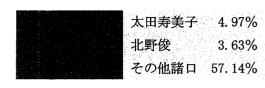
第1 調査の概要

1 当委員会設置の経緯

株式会社サンオータス(以下「SA社」という。)は、同社の連結子会社である株式会社モトーレン東洋(以下「MT社」という。)及びメトロポリタンモーターズ株式会社(以下「MP社」という。)において、その取引経緯及び会計処理に疑義のある新車販売取引が複数存在すること(担当社員は1名。以下、同社員による疑義ある車両販売取引を「本件取引」という。)が判明したことから(判明の経緯については、次の2に記載。)、独立性を確保した調査委員会による厳正かつ徹底した調査を行うことで、株主、取引先及びその他のステークホルダーに対する説明責任を果たすとともに、SA社グループにおけるガバナンス体制の改善に資する提言を受領することを目的として、平成30年3月5日付で、SA社と利害関係のない外部の専門家から構成される第三者委員会(以下「当委員会」という。)を設置した。

なお、SA社、MT社、MP社各社の概要は以下の通りである。

会社名	SA社	MT社	MP社
本店所在地	横浜市港北区新横浜	横浜市港北区新横浜	横浜市港北区新横浜
決算期	4月	3月	3月
資本金	4億1125万円	9000 万円	9000 万円
取締役	北野俊(代表)	北野俊(代表)	北野俊(代表)
	久米健夫	蔵隅正明	蔵隅正明
	中村直	三浦隆佳	遠藤知明
	高橋理一郎	中村直	堀江武
		岸浩幸	
監査役	江畑敏行	久米健夫	久米健夫
	清水廉三	로이 1일 말라고 있으면 되었다. 등 보통하고 있는 1일 등 1일 등 1일	
	北村俊和		
主たる事業内容	石油スタンド運営 22 店	BMW 車販売 3店	BMW 車販売 4店
	輸入車販売(プジョー、	(平塚、小田原、厚	(大和、藤沢、東戸
	ジープ)6店	木)	塚、港南)
	オリックスレンタカー	中古車	中古車
	ほけんの窓口	BPS 厚木	BPS 大和
主要株主	太田興産㈱ 25.63%	SA社 100%	SA社 100%
	北野淳子 8.64%		



当委員会の設置目的は、以下の通りである。なお、以下記載の目的は、当委員会による調査の過程で、疑義ある取引案件の件数及び範囲が委員会設置時より増えたため、SA社が平成30年3月5日付でリリースした当委員会の目的より詳細なものとなった。

- ①本件取引の実在性及び一連の関連取引(新車販売契約に付随する信 販契約、中古車売買契約、損害保険契約等)に関する事実調査(会 計処理に関する調査を含む)
- ②本件取引において法令違反、内規違反又は契約違反があった場合、 かかる違反行為が発生した背景、原因、経緯に関する事実調査
- ③②記載の違反行為があった場合、MT社、MP社における類似事案 の有無の調査
- ④SA社、MT社、MP社における本件取引及び一連の関連取引並び にその会計処理にかかる内部管理体制及び子会社管理体制に関する 事実調査
- ⑤②記載の違反行為又は③記載の類似事案があった場合、その再発防 止に関する提言
- ⑥④記載の内部管理体制又は子会社管理体制に不備があった場合、そ の再発防止に関する提言
- ⑦過年度決算訂正の必要性の有無及びあるべき会計処理方法に関する 提言

2 本件取引判明の経緯

SA社にとって、本件取引が存在することが判明した経緯は以下の通りである。

平成29年8月初めころ、 社」という。) 支店の副支店長(当時)が、SA社の久米取締役(以下「K 取締役」という。)に対し、MP社大和支店が平成28年12月20日に 氏(以下「I氏」という。)に販売したBMW420IRGCについて、同氏代理 人弁護士よりY社に対して、車両販売に係るローン支払債務不存在の主張が なされている旨の話があった。

また、そのころ、 (以下「Z社」という。) からも、M P社大和支店が平成29年3月23日に I氏に販売した BMW530I について、 同氏代理人弁護士より Z 社に対して、同様の主張がなされている旨の話があった。

Z社は、SA社への話に先立ち、I氏を名乗ってZ社に架電してきたI氏の義理の息子である 氏(以下「A氏」という。)に電話で事情聴取して実際に車両を使用していたのが同人であること、支払いが不能になったことを確認の上、平成29年7月31日にA氏の自宅からBMW530Iを回収した。

SA社は、MP社大和支店長(当時)であって本件取引の担当者であった 氏(以下「K氏」という。)、遠藤総務部長、堀江営業統括部長(以下「H営業部長」という。)の3名で、平成29年9月5日にA氏の自宅から BMW420IRGC を回収した。この回収には、Y社の社会を対した。この回収には、Y社の社会を対した。

これ以降、SA社は、Z社及びY社と残債務の処理につき交渉を行った。 SA社は、信販会社との費用分担を望んだが、信販会社はSA社側による100%負担を求め、交渉はまとまらなかった。

一方、SA社は、平成29年10月11日に、K氏の事情聴取を行った。 同氏によると、この10年くらいの間に、A氏がI氏の名義を借りる形での 新車販売を30台くらい行ったことを述べた。SA社側で、I氏の名前によ り名寄せ調査を行ったが、平成22年8月5日付け売買から始まる全16台 の販売記録しか見つからなかったため、SA社としては、K氏が担当したA 氏による名義借り取引は、16件と認識していた。

K氏は、A氏は義父の了承を得てその名義を借りていただけであると説明 し、その他の問題はないとしていたが、その後、下取車のローン残債務を新 車購入代金に上乗せしていたことが判明した。

本件取引の存在の判明の経緯は以上のとおりである。第三者委員会設置時 には本件取引の全体像は判明していなかったが、新たに判明した取引等は、 第2において記載する。

3 当委員会の構成

当委員会の構成は、以下の通りである。

委員長 紺野 晃男(弁護士、横浜ステーション法律事務所)

委 員 佐藤 麻子(弁護士、R&G横浜法律事務所)

委 員 信太 元紀(公認会計士、信太公認会計士事務所)

4 調査の方法

当委員会は、3月5日以降4月5日までの間、SA社、MT社、MP社及 び本件取引関係者から開示された資料、社内外の関係者に対するヒアリング 等に基づき、分担して調査を実施した。

当委員会は、独立性を確保し実効的な調査を行うために、調査報告書の作成に当たり、収集した証拠(SA社、MT社及びMP社から開示を受けたものを含む。)に基づき、自由心証により事実認定を行い、調査により判明した事実及び評価をSA社、MT社又はMP社に不利になると考えられるものも記載し、本調査報告書の提出前には、その内容をSA社、MT社又はMP社に開示しなかった。

なお、当委員会の委員は、異なる事務所に所属するため、随時委員間で合 議の上、当委員会としての意思形成を行なった。

具体的な調査方法は以下の通りである。

(1) 書面資料(主要なもの)

ア SA社、MT社、MP社に関する基礎資料

- · 商業登記履歴事項全部証明書
- ·組織図、配置図、配属表
- ・グループ資本関係、役員兼業関係
- 組織規程、職務分掌規程、職務権限表、経理規程、関係会社管理規程
- ・内部統制システムの基本指針
- ・財務報告に係る全社的な内部統制の評価のチェックリスト
- ・決算財務報告プロセス評価シート
- · 有価証券報告書
- · 支店別販売実績表
- イ 車両売買取引プロセスに関する資料
 - ・新車販売、下取車購入、中古車販売に関する業務フロー図
- ウ 信販会社との加盟店契約書
 - ・という。)とのオートローン取扱契約書
 - Y社との加盟店基本契約書
 - ・ Z 社とのオートローン制度取扱に関する基本契約書
- エ BMW 車販売に係るインセンティブ関係
 - ・平成 29 年度新車営業インセンティブ支給規定、支給率表、支店長インセンティブ
 - ・ビー・エム・ダブリュー株式会社とのディーラー契約書
 - ・2015~2017 年度 BMW ボーナス・マージン・プログラム・ガイドライン
- オ 本件取引及び一連の関連取引に関する資料
 - ・本件取引及び一連の関連取引に関する注文書、見積書、ローン契約書、納

車受領書、自動車検査証、印鑑証明書、住民票、委任状、車両引揚げ同意書、覚書等

- ・本件取引に係る納車日を特定できる ETC 利用履歴記録 (各車両へのセット アップ日のわかるもの)、ETC 管理台帳
- · K氏労働者名簿、営業日報、出張旅費仕訳表
- ・会社アドレスを用いたK氏発信のA氏宛メール
- ・本件取引の属する期のMT社及びMP社の決算書
- ・本件取引に係る仕訳表
- ・MT社及びMP社の各期決算期末時点及び直近月末の合計残高試算表、支 店別損益計算書
- ・信販会社との交渉経緯記録
- ・A氏、I氏、 氏(以下「S氏」という。)の住所氏名の自署
- ・A氏本人確認資料として免許証コピー
- ・A氏過去勤務先、S氏勤務先、 氏経営会社の商業登記履歴事項全 部証明書
- カ 類似事案調査のための資料
 - ・MT社及びMP社の平成27年~29年の注文書データ
 - ・上記データから、「1年以内の買替、ローン判定マイナス(残債あり)」という条件で抽出したデータに関する注文書、ローン契約書、自動車検査 証、納車受領書、下取車査定書、印鑑証明書
- (2)本件取引当事者であるヒアリング対象者(年齢はヒアリング時)
 - ·MP社元大和支店長 K氏

A氏

生 歳 住所:岐阜県

· I氏

生 歳

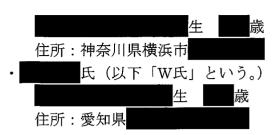
なお、I氏のヒアリングには、以下の者が同席した。

 妻
 氏
 生
 歳

 長男
 氏
 生
 生
 歳

信販会社に対する債務不存在の主張に関する代理人

· S氏



(3)社内ヒアリング対象者

ア SA社

- · 常勤監査役(元経理部長) 江畑敏行氏
- · 内部監査担当責任者 氏
- · 執行役員経理部長 氏
- ・経理課長氏

イ MT社

- ·取締役営業本部長 三浦隆佳氏
- ・営業企画部長
- 元監査役 氏
- ウ MP社
 - •元代表取締役 三堀重治氏
 - · 常務取締役 蔵隅正明氏
 - ·取締役総務部長 遠藤知明氏
 - ·取締役営業統括部長 堀江武氏
 - 中古車部長 氏
 - ・中古車部
 - 元監査役 氏 (再掲)
 - · 大和支店営業部 氏(電話聴取)

(4) 信販会社ヒアリング対象者

- ・ Z 社 支店長 氏
- ·同支店長代理 氏
- ・ Y 社 支店副支店長 氏

(5) 反社会的勢力に関する調査

(6) 現地調査

- ·A氏自宅
- ·S氏自宅

(7) 市役所市民課に対する電話聴取調査

第2 調査により判明した事実経緯

1 本件取引の全体像

上記のとおり、I氏を契約者名義とするオートローン契約について、I氏より債務不存在が主張されたというのが本件の発端である。当該オートローン契約に係る車両を販売した営業担当者がK氏であったところ、K氏によれば、I氏の義理の息子であるA氏が窓口となりI氏を購入者として約10年前から約30台の車両を販売しており、購入された車両はすべてA氏が使用していたということであった。もっとも、I氏に対する具体的な取引内容等については不明であった。

そして、当委員会において調査を行ったところ、A氏に関連する取引は、I氏のほかに、S氏及びW氏を購入者とするものも含まれることが判明した。A氏に関連する取引状況については別紙1のとおりであり、平成19年5月19日付注文の販売契約から平成29年3月23日付注文の販売契約まで、販売契約数は29件に上91、いずれも営業担当者はK氏であった。

当事者等、各取引の内容及び経緯等は以下のとおりである(なお、各取引について、別紙1の番号に基づき「取引①」と表記していく。)。

2 当事者・関係者について

(1) K氏

で約10年間勤務をした後、平成17年2月1日、当時SA社の子会社であった株式会社サンメディアに入社し、平成18年10月1日、MT社に転籍し、MT社の厚木支店で営業職を務めた。平成27年4月1日、MP社に出向して大和支店支店長となり、平成29年11月11日、MP社東戸塚支店副支店長に異動となった。

(2) A氏

服飾衣料業に長く携わっており、岐阜県出身である。東京都及び名古屋市の服飾衣料関係会社に勤務した後、平成22年ころ、兵庫県に本社がある服飾衣料関係会社の東京事務所所長に就任した。平成27年2月ころ、同会社を解雇され、その後、岐阜県の服飾衣料関係会社に再就職したが、同会社も解雇され、現在は、岐阜県の自宅において服飾衣料関係の個人事業を営んでいる。

¹ 当委員会によるヒアリングにおいても、K氏はA氏を販売窓口としてI氏に対し10年間で30台ほどを売却していると説明しており、A氏も同趣旨の説明をしていることから、A氏関連の販売状況は別紙1のとおりであると考えられる。

(3) I氏

A氏の妻である 氏(以下「B氏」という。)の父であり、A氏の義理の父である。岐阜県の に勤務していたが、平成 年ころに退職している。本報告書作成時の年齢は 歳である。

(4) S氏

A氏が所長を務めていた兵庫県に本社がある服飾衣料関係会社の東京 事務所に勤務をしており、現在も勤務をしている。A氏が同社に在職中 は、所長であるA氏の部下という関係にあった。

(5) W氏

愛知県にある服飾衣料関係会社の代表を務めている。A氏とは服飾衣料業の付き合いから知人関係にある。

3 取引①

(1) A氏とK氏が知り合った経緯

K氏は、MT社に転籍した後の平成19年ころ、自動車関連会社²より BMWの車両を購入したい者がいると紹介され、A氏と知り合うことに なった。A氏は、当時BMWの車両を使用していたところ、同車両を下取に出して別のBMWの車両に乗り換えをしたいということであった。

(2) I氏名義での契約となった経緯

購入にあたり、A氏より、自分は信用情報のブラックリストに載っておりオートローンの審査が通らないので、義理の父親であるI氏の名義で購入をしたいという申し出があった。³

このため、K氏はA氏に対し、I氏の了解を確認するため、新車注文書及びオートローン契約書にI氏の実印を押印してもらい、I氏の印鑑登録証明書を徴求するものとした。その後いずれも履行されたため、I氏名義にて販売契約及びオートローン契約は成立した。4

(3) I 氏の購入意思

ア 上記のとおり、新車注文書及びオートローン契約書に I 氏の実印が

⁽横浜市港北区)

³ A氏へのヒアリングによれば、A氏は平成15年ころに自己破産の申立てを行い、免責許可決定を受けているため、当時信用情報のブラックリストに載っていたということである。

⁴ 当委員会のヒアリングにおいて、K氏は、初回の契約ということもありI氏に 電話をして直接確認を行ったとまで説明をするが、I氏はK氏と電話で話した ことはないと明言しており、当委員会としては、K氏がI氏に電話確認までし たとの事実までは認められないと考える。

押印されているところ、押印に至る流れについては当委員会の調査でも不明である。

この点について、当委員会のヒアリングでは、K氏は、A氏に新車注文書及びオートローン契約書を渡し、それらがA氏よりI氏に渡され、その上でI氏が実印を押印していたものと認識している旨説明している。A氏も、新車注文書及びオートローン契約書を持参してI氏を訪問し、その際にI氏に実印を押印してもらったとし、I氏から実印を預かることはしていないと説明する。他方、I氏は、A氏の妻であり、I氏の子であるB氏から実印を郵送してほしい旨要望を受けたので実印を郵送したにとどまり 5 、新車注文書及びオートローン契約書は全く見せられたことはないし、実印の用途についてもA氏及びB氏(以下、併せて「A夫婦」という。)から何も聞いていないと説明する。

このようにK氏及びA氏の説明は概ね一致するものの、これとI氏の説明は必ずしも一致していない。

しかしながら、実印を郵送してほしいと要望され、その用途について何も聞かないというのは不自然である一方で、実印の重要性からすると、実印の用途を聞いていないとしても預けた実印の使用に対し何ら責任を負担しないとまではいえないこと、取引①ではオートローン契約書にI氏の自宅電話番号及び勤務先電話番号が記載されており、ローン会社からの契約確認の電話はI氏に対し直接行われているものと考えられること、I氏名義の預貯金口座がローンの引落口座に設定されていることを考慮すると⁶、I氏の上記説明に従ったとしても、B氏(及びA氏)に実印を渡したことは事実であるから、取引①についてはI氏の購入意思は認められるものと考えられる。⁷⁸

⁵ 正確には、I氏の妻(B氏の母親)が、B氏に実印を郵送したと説明している。

⁶ 取引①のオートローン契約書には引落口座の記載がないものの、当委員会のヒアリングからすると、当該引落口座はI氏名義の預貯金口座であったことが認められる。そして、引落口座に設定されるには、その口座の銀行届出印の印影が提供されるなど、口座名義人の承認等が必要とされる。

⁷ 取引①のオートローン契約について、I 氏が契約責任を負う法的構成としては、 I 氏本人による契約締結という法的構成のほかに、A 夫婦への代理権付与また は表見代理の法的構成も考えられるが、本調査では、オートローン契約に係る 法的責任の所在を調査の目的としていないため、かかる法的構成の点について は詳しい言及をしない。

⁸ 当委員会のヒアリングにおいて、当時のK氏は、I氏が義理の息子のA氏のために契約において自身の名義を使用することを承諾していたとの認識であっ

イ なお、新車注文書及びオートローン契約書における筆跡であるが、 上記のとおり実印の押印に至る経緯が不明であるため、I氏の筆跡で あるかは不明である。すなわち、K氏は、新車注文書及びオートロー ン契約書がA氏からI氏に渡されているため、それらの筆跡はA氏ま たはI氏のものであると説明し、A氏は、I氏を訪問して新車注文書 及びオートローン契約書を渡していることから、それらの筆跡はI氏 のものであると説明するのに対し、I氏は自身の筆跡ではないと説明 する。9

(4) 契約内容等

取引①について、その契約内容等は別紙1のとおりである。

- ア 契約内容等について特に指摘しておくべき点
 - ・当時A氏が使用していた¹⁰BMWの車両(より購入)を下取購入して、新車販売が行われた。
 - ・販売された車両はA氏に納車されており¹¹、A氏が専ら使用していた ものであり、K氏もこのことを認識していた。
 - ・ローンの支払について、I氏名義の預貯金口座が引落口座に設定されており、同口座にA氏がローン代金を都度入金することでローンが引き落とされていた。
 - ・オートローン契約においてB氏名義で連帯保証が設定されている。 これは、上記のとおり、A氏は信用情報のブラックリストに載って おりオートローンの審査が通らないため、A氏の妻であるB氏名義 で連帯保証を設定したものと考えられる。

このため、自動車検査証の使用者も、B氏名義で登録されている。

イ 加盟店契約違反

取引①は下取購入の上で新車販売が行われているところ、新車注文書において、そのオートローンの内訳は次のとおりであった。

車両代金

588万円12

たと説明しているが、取引①では当該認識の通りであったものと窺える。

⁹ 当委員会が取得した I 氏の筆跡からすると、新車注文書及びオートローン契約書の筆跡は I 氏の筆跡ではない可能性が相当程度認められる。しかしながら、上記のとおり、仮に I 氏の筆跡でなかったとしても、取引①について I 氏の購入意思が認められるとの結論に影響はない。

¹⁰ 取引①の新車注文書によれば、自動車検査証の使用者名義はB氏であった。

¹¹ 納車に関する事実関係の詳細については、本件取引の実在性と関係してくる ため、別項目の中で詳しく触れる。

¹² 車両本体価格688万円から100万円の値引後の金額

オプション代金 65万2000円

諸費用代金

58万920円

下取車残債額

227万1627円

ローン手数料

60万5556円

【ローン総額】999万103円

これに対し、オートローン契約書では、その内訳は次のとおりであ った。

車両代金

688万円

オプション代金 65万2000円

諸費用代金

185万2547円

ローン手数料

60万5556円

【ローン総額】999万103円

つまり、オートローン契約の車両代金及び諸費用代金を調整するこ とで、下取車残債額を新車購入のローンに含めるという操作が行われ ていた。

他方、後記のとおり、X社との加盟店契約等では、融資上限が と定められているところ、取引①は融資上限を 超えている。

したがって、取引①のオートローン契約は、X社との加盟店契約等 に違反するものであった。13

4 取引②

(1) I氏の購入意思

取引①と異なり新車注文書にはI氏の実印は押印されていないものの、 オートローン契約書にはI氏の実印が押印されており、印鑑登録証明書 も提出されている。

上記のとおり、取引①についてⅠ氏の購入意思は認められるところ、 取引②は取引①の買替であること、オートローン契約書にはI氏の連絡 先が記載されており、ローン会社からの契約確認の電話はI氏に対し直 接行われているものと考えられることも考慮すると、取引②についても I 氏の購入意思は認められるものと考えられる。

(2) 契約内容等

¹³ こうした操作が、A氏の提案により行われたものであるのか、K氏の主導で 行われたものであるのかは、本調査では必ずしも明らかになってはいない。も っとも、営業担当者であるK氏はオートローンの審査に精通していることから、 基本的にK氏の主導で当該操作が行われたことが窺える。

取引②について、その契約内容等は別紙1のとおりであり、その他の 点については、以下の点を除き、取引①と同様であった。

- ・ローンの支払については、取引②はローン会社との初回取引ではないため、再利用という手続でI氏名義の預貯金口座が引き続き引落口座に設定された。そして、同口座にA氏がローン代金を都度入金することでローンが引き落とされていた。
- ・なお、取引②については、 とする融資上 限の範囲内であることから、X社との加盟店契約等に違反していない。

5 取引③

契約内容等は別紙1のとおりであり、その他の点については、以下の点を除き、取引②と同様であった。

・ とする融資上限を超えており、X社との加盟店契約等に違反している。

6 取引④

契約内容等は別紙1のとおりであり、その他の点については、以下の点を除き、取引②と同様であった。

- ・オートローン契約において連帯保証は設定されていない。
- ・自動車検査証の使用者は I 氏名義で登録されているところ、使用の本拠の位置は東京都世田谷区の住所が登録されている。

7 取引⑤

契約内容等は別紙1のとおりであり、その他の点については、以下の点を除き、取引④と同様であった。

- ・車両代金の頭金(現金) 52万3737円を2回に分けて分割払いすることについて、I氏からMP社に差し入れる形で覚書が作成されている。14
- ・納車受領書に I 氏名義の署名が記載されているが、 I 氏の筆跡である かは不明である。

8 取引⑥

¹⁴ 同覚書には I 氏の署名があるところ、それが誰の筆跡であるかは不明である。 もっとも、当委員会が取得したA氏の筆跡からするとA氏の筆跡ではないかと 推測される。

(1) S氏による名義貸し

ア 名義貸しの経緯

当時A氏は、取引⑤のBMWの車両を1台使用していたのであるが、BMWの車両をもう1台使用したいと考えた。しかしながら、A氏は信用情報のブラックリストに載っておりオートローンの審査が通らない状況にあったことから、I氏とは別の者に、新車購入にあたっての名義貸しを依頼することにした。

そして、A氏の当時の勤務先の部下であったS氏に対し、ローン代金は自分が支払うので名義を貸してほしい旨依頼し、S氏はこれを承諾した¹⁵。

S氏のA氏に対する新車購入についての名義貸しは、取引⑥以降、取引⑦、取引⑨及び取引⑪ないし取引⑯まで続いている。

イ K氏の認識

当委員会のヒアリングにおいて、K氏は、A氏のみならずS氏も、販売された車両を使用していた(共用していた)と説明する。このため、取引⑥の時点で、K氏がS氏の名義貸しを認識していたかは必ずしも明らかではない。

しかしながら、後記取引®のとおり、平成27年2月ころS氏が今後の名義貸しには応じないこととした際、S氏はK氏に対し名義貸しを行ってきたことを申告していることから、遅くとも平成27年2月ころには、K氏はS氏の名義貸しを認識していたものである。

これに対し、K氏はS氏の名義貸しについて、MT社に何ら報告しなかった。

(2) 契約内容等

取引⑥について、その契約内容等は別紙1のとおりである。

- ア 契約内容等について特に指摘しておくべき点
 - ・オートローン契約書に記載されている署名はS氏の筆跡ではないが¹⁶、 S氏の実印が押印されている。¹⁷

¹⁵ S氏が名義貸しを承諾した理由については、必ずしも明らかとなってはいないが、当委員会のヒアリングにおいてS氏は、勤務先の上司(東京事務所所長)であったA氏の依頼が断り難かったこと、当該依頼の前にA氏が使用していたアウディの車両を月2万円の料金で使用させてもらっていたという経緯があったことを挙げている。

¹⁶ S氏以外の誰の筆跡かは不明であるが、S氏が新車購入にあたりA氏に対して名義貸しを承諾していた事実に変わりはない。

¹⁷ ヒアリングにおいてS氏は、A氏に対し実印と印鑑登録証明書を渡していた

- ・ローン会社からの契約確認の電話はS氏に対し直接行われている。
- ・販売された車両はA氏に納車されており¹⁸、A氏が専ら使用していた。 なお、納車受領書にS氏の署名が記載されているが、S氏の筆跡で はない。¹⁹
- ・ローンの支払について、S氏名義の預貯金口座が引落口座に設定されていた。S氏は、勤務先においてA氏よりローン代金を都度手渡され、これを同口座に入金することでローンが引き落とされていた。

イ 加盟店契約違反

取引⑥のオートローン契約はS氏の名義貸しによるものであるから、後記のとおり、Y社との加盟店契約第13条③に違反している。

9 取引⑦

契約内容等は別紙1のとおりである。

契約内容等について特に指摘しておくべき点は以下のとおりである。

- ・オートローン契約書に記載されている署名はS氏の筆跡と思われる。 印影が実印であるのかどうかの確認はできていないが²⁰、取引⑦よりも 後に締結された取引⑬ないし取引⑯のオートローン契約書にS氏の実 印が押印されていることからみて、取引⑦のオートローン契約書にも 実印が押印されていた可能性が高い。
- ・ローン会社からの契約確認の電話はS氏に対し直接行われている。
- ・オートローン契約はS氏の名義貸しによるものであるから、後記のとおり、Z社との加盟店契約第10条3項②に違反している。また、オートローン契約のオプション代金等を調整することで、下取車残債額を新車購入のローンに含めるという操作が行われており、当該操作はZ社との加盟店契約第10条3項②に違反している。
- ・販売された車両はA氏に納車されており、A氏が専ら使用していた。 なお、納車受領書に記載されているS氏の署名はS氏の筆跡ではない。
- ・ローンの支払について、S氏名義の預貯金口座が引落口座に設定されていた。S氏は、勤務先においてA氏よりローン代金を都度手渡され、

と説明している。

¹⁸ 納車に関する事実関係の詳細については、本件取引の実在性と関係してくる ため、別項目の中で詳しく触れる。

¹⁹ 誰が署名したものであるかは不明であるが、おそらく、納車を受けたA氏の 筆跡ではないかと思われる。

²⁰ 取引⑦のオートローン契約書については、SA社グループに控えが残っておらず、ローン会社からは印影が黒塗りされた写ししか提供を受けられなかった。

これを同口座に入金することでローンが引き落とされていた。

10 取引(8)

(1) I氏の購入意思

オートローン契約書には I 氏の実印が押印されており、印鑑登録証明書が提出されている。また、 I 氏名義の預金口座がローンの引落口座に設定されている。²¹

このため、取引⑧についても I 氏の購入意思は認められるものと考えられる。²²

(2) 契約内容等

取引®について、その契約内容等は別紙1のとおりである。 契約内容等について特に指摘しておくべき点は以下のとおりである。

- ・オートローン契約のオプション代金等を調整することで、下取車残 債額を新車購入のローンに含めるという操作が行われており、当該 操作はY社との加盟店契約第13条③に違反している。
 - なお、取引®は、取引⑦の車両(S氏名義)を下取購入して新車販売が行われており、I氏は、S氏名義の下取車残債額を引き受けて新車購入をしている。²³
- ・オートローン契約書にI氏の勤務先が記載されているが、I氏は同 勤務先を70歳で退職しており、取引®の時点では同勤務先を退職 していた。また、オートローン契約書に年収1250万円と記載さ れているが、同勤務先に就業時もI氏の年収は300万円程度であ

²¹ ローン会社との初回取引であるため、再利用の手続により引落口座が設定されたものではなく、銀行届出印が押印された口座引落依頼書が提出されることで設定がなされている。

²³ 他人の残債額を引き受けてまで新車購入をした形になっていることから、 I 氏がどこまで取引⑧のオートローン契約の契約内容を理解していたか疑問が ないとはいえないが、この点を踏まえても、 I 氏の購入意思が認められる結論 に影響はない。

った。²⁴

- ・販売された車両はA氏に納車されており、A氏が専ら使用していた ものであり、K氏もこのことを認識していた。なお、納車受領書に I氏の署名が記載されているが、I氏の筆跡ではない。
- ・自動車検査証の使用者は I 氏名義で登録されているところ、使用の本拠の位置は東京都世田谷区の住所が登録されている。

11 取引⑨

契約内容等は別紙1のとおりであり、その他の点については、以下の点を除き、取引⑦と同様であった。

- ・オートローン契約書に記載されている署名はS氏の筆跡と思われる。 印影が実印であるのかどうかの確認はできていないが²⁵、取引⑨よりも 後に締結された取引⑩ないし取引⑩のオートローン契約書にS氏の実 印が押印されていることからみて、取引⑨のオートローン契約書にも 実印が押印されていた可能性が高い。
- ・オートローン契約はS氏の名義貸しによるものであるから、Z社との 加盟店契約第10条3項②に違反している。

12 取引⑩

(1) I氏の購入意思

オートローン契約書にはI氏の実印が押印されており、I氏名義の預金口座がローンの引落口座に設定されている²⁶。また、オートローン契約書にI氏の自宅電話番号及び勤務先電話番号が記載されており、ローン会社からの契約確認の電話はI氏に対し直接行われているものと考えられる。

このため、取引⑩についても I 氏の購入意思は認められるものと考えられる。

(2) 契約内容等

取引⑩について、その契約内容等は別紙1のとおりであり、その他の

²⁴ 事実と異なる勤務先及び年収の記載は、ローン審査を通すためのものであったことが推測されるところ、ヒアリングにおいてA氏は、K氏がローンを通すために主導して行ったものであると説明している。

²⁵ 取引⑨のオートローン契約書についても、SA社グループに控えが残っておらず、ローン会社からは印影が黒塗りされた写ししか提供を受けられなかった。

²⁶ 銀行届出印が押印された口座引落依頼書が提出されることで設定がなされている。

点については、以下の点を除き、取引⑧と同様であった。

・取引⑩は、取引⑧の車両のみならず取引⑨の車両(S氏名義)の両方を下取購入して新車販売が行われており、I氏は、S氏名義の下取車残債額を引き受けて新車購入をしている。²⁷

13 取引印

契約内容等は別紙1のとおりであり、その他の点については、以下の点を除き、取引®と同様であった。

・オートローン契約書に記載されている署名はS氏の筆跡と思われる。 印影が実印であるのかどうかの確認はできていないが²⁸、取引⑪よりも 後に締結された取引⑬ないし取引⑯のオートローン契約書に実印が押 印されていることからみて、取引⑪のオートローン契約書にも実印が 押印されていた可能性が高い。

14 取引①

契約内容等は別紙1のとおりであり、その他の点については、以下の点を除き、取引⑪と同様であった。

- ・オートローン契約書に記載されている署名はS氏の筆跡と思われる。 印影が実印であるのかどうかの確認はできていないが²⁹、取引⑫よりも 後に締結された取引⑬ないし取引⑯のオートローン契約書に実印が押 印されていることからみて、取引⑫のオートローン契約書にも実印が 押印されていた可能性が高い。
- ・オートローン契約はS氏の名義貸しによるものであるから、Z社との加盟店契約第10条3項②に違反している。また、オートローン契約のオプション代金等を調整することで、下取車残債額を新車購入のローンに含めるという操作が行われており、当該操作はZ社との加盟店契約第10条3項②に違反している。

²⁷ 取引⑧と同様、他人の残債額を引き受けてまで新車購入をした形になっていることから、I氏がどこまで取引⑨のオートローン契約の契約内容を理解していたか疑問がないとはいえないが、この点を踏まえても、I氏の購入意思が認められる結論に影響はない。

²⁸ 取引⑪のオートローン契約書についても、SA社グループに控えが残ってお らず、ローン会社からは印影が黒塗りされた写ししか提供を受けられなかった。

²⁹ 取引⑩のオートローン契約書についても、SA社グループに控えが残っておらず、ローン会社からは印影が黒塗りされた写ししか提供を受けられなかった。

15 取引(13)及び(14)

契約内容等は別紙1のとおりである。

契約内容等について特に指摘しておくべき点は以下のとおりである。

- ・オートローン契約書に記載されている署名はS氏の筆跡と思われ、S 氏の実印が押印されている。
- ・ローン会社からの契約確認の電話はS氏に対し直接行われている。
- ・オートローン契約はS氏の名義貸しによるものであるから、Y社との加盟店契約第13条③に違反している。また、オートローン契約のオプション代金等を調整することで、下取車残債額を新車購入のローンに含めるという操作が行われており、当該操作はY社との加盟店契約第13条③に違反している。
- ・販売された車両はA氏に納車されており、A氏が専ら使用していた。
- ・ローンの支払について、S氏名義の預貯金口座が引落口座に設定されていた。S氏は、勤務先においてA氏よりローン代金を都度手渡され、これを同口座に入金することでローンが引き落とされていた。

16 取引(15)

契約内容等は別紙1のとおりであり、その他の点については、以下の点を除き、取引(3)と同様であった。

・自動車検査証の使用者はS氏名義で登録されているところ、使用の本 拠の位置は東京都世田谷区の住所が登録されている。

17 取引值

契約内容等は別紙1のとおりであり、その他の点については、以下の点を除き、取引⑮と同様であった。

・オートローン契約書にS氏の実印が押印されており、印鑑登録証明書 も提出されている。

18 取引⑰

(1) I氏の購入意思

オートローン契約書にはI氏の実印が押印されており、I氏名義の 預金口座がローンの引落口座に設定されている³⁰ことからすれば、取引 ⑰についてもI氏の購入意思は認められるものと考えられる。³¹

³⁰ 銀行届出印が押印された口座引落依頼書が提出されることで設定がなされている

³¹ オートローン契約書には I 氏の携帯電話番号として「 が記載

(2) 契約内容等

取引⑰について、その契約内容等は別紙1のとおりである。 契約内容等について特に指摘しておくべき点は以下のとおりである。

- ・当時A氏が使用していた³²アウディの車両³³を下取購入して、新車販売が行われた。
- ・オートローン契約の車両代金等を調整することで、下取車残債額を 新車購入のローンに含めるという操作が行われており、当該操作は Y社との加盟店契約第13条③に違反している。
- ・オートローン契約書にI氏の勤務先が記載されているが、取引⑩の 時点では同勤務先を退職していた。また、オートローン契約書に年 収1500万円と記載されているが、同勤務先に就業時もI氏の年 収は300万円程度であった。
- ・販売された車両はA氏に納車されており、A氏が専ら使用していた ものであり、K氏もこのことを認識していた。
- ・自動車検査証の使用者は I 氏名義で登録されているところ、使用の本 拠の位置は東京都世田谷区の住所が登録されている。

19 取引(18)

(1) 契約名義がS氏からW氏に変更された経緯

取引®は、取引®の車両の契約名義をS氏からW氏に変更したものである。

S氏は取引⑥以降名義貸しを行ってきたのであるが、平成27年2月ころA氏が勤務先を解雇され、地元の岐阜に戻ることになったため、今後もA氏がローン代金を支払ってくれる保証がないとして不安になり、A氏に対し、今後の名義貸しには応じられない旨申し出て契約名義を外すよう求めた。しかしながら、直近の取引⑩はローン残債額が約1500万円に上っていたため、A氏において取引⑩のオートローン契約を一括弁済することはできなかった。そこで、A氏は、当該車両をS氏から

されており、ローン会社からの契約確認の電話は同番号に掛けられているものと推測される。そして、同番号はI氏ではなくA氏の携帯電話番号であるから、取引⑰については、ローン会社からの契約確認の電話はI氏ではなくA氏に対して行われており、A氏がI氏になりすまして対応をしていたものである。しかしながら、この点を踏まえても、I氏の購入意思が認められる結論に影響はない。

³² 取引⑪の新車注文書によれば、自動車検査証の使用者名義は I 氏であった。

³³ どの販売店で購入された車両であるかは不明。

購入してくれる者を探し、その者に新たなオートローン契約を締結させることで、S氏の契約名義を外すこととした。

なお、このとき、S氏は早期に自身の契約名義を外すべく、営業担当者であるK氏に対し、これまで名義貸しによりオートローン契約を締結してきたこと及び下取車残債額を加えてオートローン契約を締結してきたことをBMWジャパンに訴えるとして迫った。

そして、A氏の知人であるW氏が当該車両を購入することになり、S 氏名義のオートローン契約が清算されることでS氏の契約名義は外れる こととなった。

(2) 契約名義変更のスキーム

S氏からW氏に契約名義の変更は次のスキームで行われた。

まずMT社が当該車両をローン残債額である約1470万円で下取購入し、次に当該車両を同金額以上の金額でW氏に再販売するというものであった。これは、再販売時にローン残債額の一括清算ができなければ、S氏名義のオートローン契約が終了とならず、S氏を契約名義から外すことができないためであった。

しかしながら、MT社による当該車両の当初の下取査定金額は700万円にとどまるものであったため、K氏は、S氏とW氏が兄弟姉妹であると偽り、特殊な関係に基づきW氏が約1470万円で購入を希望しているので、同金額で下取購入するようMT社中古車部門に対して指示をした。 34

他方、W氏に対しては、取引⑩の新車価格が車両代金約900万円、オプション代金約200万円にとどまるにもかかわらず、当該車両はフルオプションであるとの説明のみをして、車両代金約1000万円、オプション代金約400万円で再販売をした。

(3) W氏による名義貸し

ア 名義貸しの経緯

S氏と同様、W氏も名義貸しであった。A氏は、自身が信用情報のブラックリストに載っておりオートローンの審査が通らない状況にあるとして、仕事関係上の知人であるW氏に対し、ローン代金は自分が支払うので名義を貸してほしい旨依頼し、W氏はこれを承諾した35。A

³⁴ 当委員会のヒアリングにおいて、K氏は、S氏とW氏が兄弟姉妹であり、約 1470万円で下取購入するよう指示をしたのは中古車販売部門であると説 明するが、そのような事実は認められない。

³⁵ W氏が名義貸しを承諾した理由は必ずしも明らかではないが、S氏と異なり W氏自身が当該車両を使用しているため、ローン代金を払わずにBMWの車両

氏はW氏に対し、S氏の名義貸しについては何ら説明をしていない。

イ K氏の認識

当委員会のヒアリングにおいて、K氏は、W氏が納車を受けており、ローン代金もW氏が支払っているはずであると説明する。このため、K氏がW氏の名義貸しを認識していたかは必ずしも明らかではない。³⁶

(4) 契約内容等

取引®について、その契約内容等は別紙1のとおりである。

- ア 契約内容等について特に指摘しておくべき点
 - ・オートローン契約書に記載されている署名はW氏の筆跡ではないが³⁷、 W氏の実印が押印されている。
 - ・ローン会社からの契約確認の電話はW氏に対し直接行われている。
 - ・販売された車両は、W氏の東京出張に合わせ、新宿駅周辺において W氏が同車両を受け取ることで納車されている³⁸。もっとも、当委員 会のヒアリングにおいてW氏は、購入車両は実家に駐車し普段はあ まり使用していないが、使用しているのは自分のみであると説明し た。
 - ・ローンの支払について、W氏名義の預貯金口座が引落口座に設定されており、同口座にA氏がローン代金を都度入金することでローンが引き落とされている。もっとも、平成28年にA氏より支払困難との連絡があり、同年以降は年2回のボーナス払のみW氏が支払っている。

現在もA氏は、取引®のローン(ボーナス払分は除く)については 支払を続けている。

イ 加盟店契約違反

取引®のオートローン契約はW氏の名義貸しによるものであるから、 Y社との加盟店契約第13条③に違反している。

また、販売された付属品・オプションについて、実際には約200

を使用できるのであれば名義貸しに応じてもよいということではないかと推測される。

³⁶ 取引®は名義貸しを行っていたS氏からの名義変更であること、下取査定額700万円の倍以上の金額である約1470万円で購入されていることからみて、K氏は、少なくとも取引®が通常の契約ではないことは認識していたものと考えられる。

³⁷ W氏以外の誰の筆跡かは不明であるが、W氏の筆跡ではないからといって、W氏が名義貸しを承諾していた事実に変わりはない。

³⁸ 納車に関する事実関係の詳細については、本件取引の実在性と関係してくる ため、別項目の中で詳しく触れる。

万円相当のものしか付属していないにもかかわらず、K氏は、W氏に対して約400万円相当のものが付属しているとして虚偽の説明ないし勧誘をして販売をしていることから、Y社との加盟店契約第13条 ⑨に違反していると判断される可能性がある。

さらに、取引®は、S氏のローン残債額を一括清算するために下取 査定金額が700万円にとどまる車両を同残債額以上の金額でW氏に 販売するものであるから、実質的にS氏のローン残債額を決済するた めにオートローン契約が締結されたものといえ、Y社との加盟店契約 第13条⑪に違反していると判断される可能性がある。

20 取引(19)

(1) 実質的購入者について

ア I氏の購入意思

オートローン契約書の印影が実印であるのかどうかの確認はできていないところ³⁹、取引⑪のオートローン契約書には実印が押印されているものの、取引⑩以降のオートローン契約書には実印が押印されていない⁴⁰。そして、取引⑪については I 氏の印鑑登録証明書の提出も確認できない。これらの点からすると、取引⑪のオートローン契約書に I 氏の実印は押印されていなかったのではないかと考えられる。

また、オートローン契約書に記載されている I 氏の携帯電話番号は A 氏の携帯電話番号である「 」であるため、ローン会社 からの契約確認の電話は I 氏に対して行われておらず、 A 氏が I 氏に なりすまして対応していたものである。

他方、I氏名義の預金口座がローンの引落口座に設定されているが、これは、再利用という手続で同口座が引き続き引落口座に設定されたにとどまる。

以上からすると、取引⑩については、I氏において契約内容等を認識する機会がなく、I氏の購入意思は認められないものと考えられる。 なお、取引⑩以降についても、取引⑪と同様の理由から、I氏の購入意思は認められないものと考えられる。

イ A氏の名義冒用(実質的購入者)

I氏の購入意思は認められない一方で、当委員会のヒアリングにお

³⁹ 取引⑩のオートローン契約書については、SA社グループに控えが残っておらず、ローン会社からは印影が黒塗りされた写ししか提供を受けられなかった。40 なお、取引⑪まではK氏がMT社に在籍していたころの取引であり、取引⑪以降はMP社に転籍後の取引である。

いてA氏は、取引®以降、新車購入についてI氏の了解を受けておらず⁴¹、自身の希望だけで新車購入をしていったと説明する。また、A氏は、取引®以降、ローン会社からの契約確認の電話についてI氏になりすまして対応していたとも説明する。

したがって、取引⑩以降の取引は、すべてA氏がI氏の名義を冒用して行われたものであり、その実質的購入者はA氏である。42

ウ K氏の認識

K氏がA氏の名義冒用を認識していたかは、必ずしも明らかではない。当委員会のヒアリングにおいて、K氏はその旨認識をしていなかったと説明している。もっとも、取引⑩以降I氏において契約内容等を認識する機会はなかったところ、少なくともこの点についてK氏は認識をしていたものと考えられる。

他方、K氏は当該認識を有していながら、取引⑩以降について、I 氏に対し購入意思を確認しなかった。

(2) 契約内容等

取引®について、その契約内容等は別紙1のとおりである。 契約内容等について特に指摘しておくべき点は以下のとおりである。

- ・オートローン契約の車両代金等を調整することで、下取車残債額を 新車購入のローンに含めるという操作が行われており、当該操作は Z社との加盟店契約第10条3項②に違反している。
- ・販売された車両はA氏に納車されており、A氏が専ら使用していた ものであり、K氏もこのことを認識していた。4344

^{**} なぜA氏が取引⑩以降についてI氏の了解を受けなくなり、オートローン契約書に実印が押印されなくなったのかについては不明である。考えられる理由として、取引⑪以降はBMWの車両購入が2台同時並行となっているためI氏の了解を得ることができなくなった、A氏(またはA夫婦)とI氏との関係が悪化したなど、様々な理由が考えられるところではある。

⁴² A氏の名義冒用の事実からすれば、新車注文書及びオートローン契約書の筆跡は I 氏のものではないと考えられるが、それでは当該筆跡が誰の筆跡であるのかについては必ずしも明らかではない。もっとも、A氏は取引⑩以降の新車購入が自身の希望に基づくものであることを認めていることから、仮に当該筆跡が A氏(またはA夫婦)以外の者の筆跡であったとしても、A氏が実質的購入者である結論に影響はない。

⁴³ 納車に関する事実関係の詳細については、本件取引の実在性と関係してくる ため、別項目の中で詳しく触れる。

⁴⁴ A氏は平成27年2月ころ勤務先を解雇されており、その後岐阜県に転居しているのであるが、正確な転居時期は不明である。後記のとおり、遅くとも取

- ・ローンの支払について、I氏名義の引落口座にA氏がローン代金を 都度入金することでローンが引き落とされていた。
- ・自動車検査証の使用者はI氏名義で登録されているところ、使用の本拠の位置はK氏の自宅住所(神奈川県)が登録されている。

21 取引20ないし取引20

契約内容等は別紙1のとおりであり、その他の点については、以下の点を除き、取引®と同様であった。

- ・オートローン契約の車両代金等を調整することで、下取車残債額を新車購入のローンに含めるという操作が行われており、当該操作はY社との加盟店契約第13条③またはZ社との加盟店契約第10条3項②に違反している。
- ・上記のとおり、平成27年2月ころA氏は勤務先を解雇され⁴⁵、遅くと も取引②の前に岐阜県に転居しているところ、販売された車両はA氏 が居住する岐阜県に納車されている。⁴⁶
- ・取引②ないし③について、K氏はI氏の印鑑登録証明書を提出できない理由に関し理由書なる書面をMP社の下取販売部門に提出している。同理由書には、I氏が居住する岐阜県 において刑事事件が発生したため印鑑登録証明書の発行が停止されている旨記載されているが、同市役所市民課に確認したところ、印鑑登録証明書の発行が停止された事実はないとの回答を受けている。

22 取引28及び29

(1) 契約内容等

- ・取引②が行われたころ、A氏は岐阜県 に転居しており、 自動車検査証の使用の本拠の位置は同住所が登録されている。
- (2) 支払遅滞の発生及び車両の引き上げ A氏はローン代金を支払ってきたものの、再就職をした岐阜県の勤務

引⑩の前には転居しているものであるが、取引⑪の新車申込書の買主・注文者の記載住所が東京都世田谷区となっており、取引⑪の時点で岐阜県に転居していたかは不明である。

⁴⁵ その後、岐阜県の会社に再就職している。

⁴⁶ 納車に関する事実関係の詳細については、本件取引の実在性と関係してくる ため、別項目の中で詳しく触れる。

先も解雇となったため、経済的に困窮し、ローン代金の支払が不能となった。このため、取引®及び®の各オートローン契約について支払遅滞が発生することとなった。

その後、取引圏の販売車両については平成29年9月にMP社が、取引圏の販売車両については同年7月にZ社が、それぞれA氏の岐阜県の自宅において引き上げを行った。取引圏の車両については、Z社が引き上げた後に、MP社に引き渡されている。

23 本件取引の契約関係 (要約)

本件取引の契約関係については上記のとおりであり、その要約は以下のとおりである。

(1) I氏名義の取引(取引①ないし⑤、8、⑩、⑰及び⑲ないし⑳)

ア 取引⑪までは I 氏の購入意思が認められる

取引⑪までは、各オートローン契約書に I 氏の実印が押印されていること等を理由として、 I 氏の購入意思が認められる。

なお、下取購入の上で新車販売が行われているオートローン契約(取引②、④及び⑤を除く)については、その車両代金等を調整することで、下取車残債額を新車購入のローンに含めるという操作が行われており、加盟店契約に違反している。

イ 取引
 ⑨以降はA氏が
 Ⅰ氏の名義を
 冒用

取引⑩以降は、各オートローン契約書にI氏の実印が押印されていないこと等を理由として、I氏の購入意思は認められず、A氏がI氏の名義を冒用したものと認められる。

K氏がA氏の名義冒用を認識していたかは必ずしも明らかではないが、取引⑩以降についてI氏において契約内容等を認識する機会がないことを分かっていながら、I氏に対し購入意思の確認を行わなかった。

他方、取引®以降はA氏の購入希望に基づいて行われたものと認められる。

なお、下取購入の上で新車販売が行われているオートローン契約については、その車両代金等を調整することで、下取車残債額を新車購入のローンに含めるという操作が行われており、ローン会社との加盟店契約に違反している。

(2) S氏名義の取引(取引⑥、⑦、⑨及び⑪ないし⑯) S氏はA氏に対し新車購入について名義貸しを行っていたものと認め られる。 遅くとも平成27年2月ころには、K氏はS氏の名義貸しを認識していたものであるが、K氏は当時の所属先であるMT社に対し何ら報告をしなかった。

なお、S氏の名義貸しによる取引であるから、いずれのオートローン 契約も加盟店契約に違反している。また、下取購入の上で新車販売が行 われているオートローン契約については、その車両代金等を調整するこ とで、下取車残債額を新車購入のローンに含めるという操作が行われて おり、ローン会社との加盟店契約に違反している。

(3) W氏名義の取引(取引®)

W氏もA氏に対し車両購入について名義貸しを行っていたものと認められる。

他方、K氏がW氏の名義貸しを認識していたかは必ずしも明らかではない。

なお、取引®のオートローン契約はW氏の名義貸しによるものであるから、加盟店契約に違反している。また、虚偽の説明ないし勧誘が行われたという点及び実質的にS氏のローン残債額の決済のための契約であったという点についても、加盟店契約に違反していると判断される可能性がある。この点に関連し、取引®に係る契約関係について今後予想される問題点を、後記第4で指摘する。

24 ローン会社について

(1) 加盟店契約

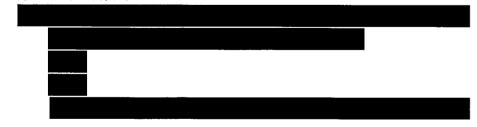
車両の販売契約に関し締結されるオートローン契約について、MP社及びMT社は各ローン会社との間で加盟店契約を締結している。

それぞれの加盟店契約の内容は以下のとおりである。

ア X社との加盟店契約47

X社との加盟店契約には、次のとおり定められている。

第12条(解約)



⁴⁷

⁴⁸ ディーラーを指す

⁴⁹ X社を指す

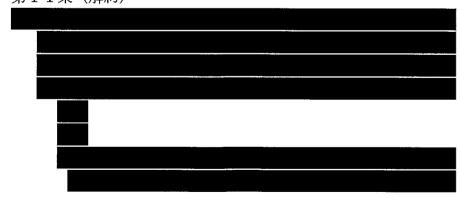
・第13条 (禁止事項)
・第15条 (債務引受)
・また、ローン商品ガイドにおいて、
について、その融資上限は、

と定められている。

イ Y社との加盟店契約50

Y社との加盟店契約には、次のとおり定められている。

· 第11条 (解約)



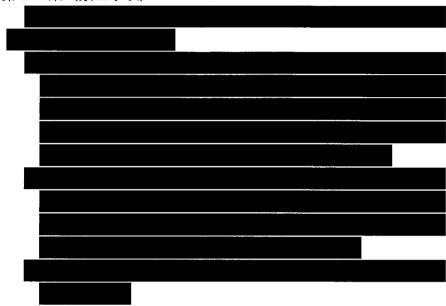
⁵⁰

⁵¹ Y社を指す

⁵² ディーラーを指す



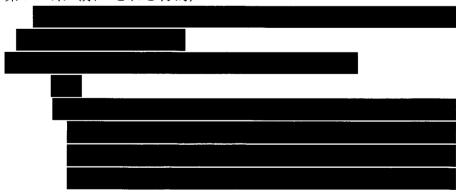
第13条 (禁止事項)



・第15条(債務引受)



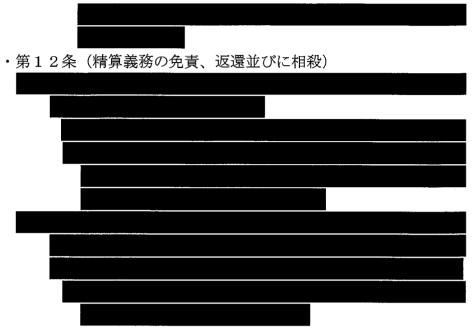
- ウ Ζ社との加盟店契約53
 - Z社との加盟店契約には、次のとおり定められている。
 - ・第10条(禁止される行為)



⁵³

⁵⁴ ディーラーを指す

⁵⁵ Z社を指す。



(2) ローン審査

取引® (ローン会社はY社)及び② (ローン会社はZ社) について、 そのローン審査について本件に関連する事項は以下のとおりである。

ア Y社

- ・オートローン契約申込時に、ディーラーから提出される書類は、・
- ・他にも、与信審査や本人確認のために、必要な書類の提出を求める ことがある。
- ・審査は信用情報機関の に関係するなどして行っており、早くて5分、少なくとも1日で審査は完了する。
- イ Z 社
 - ・オートローン契約申込時に、ディーラーから提出される書類は・

- ・ローン審査時の本人確認について、
- ・審査は信用情報機関の に関係して行っており、概ね1時間ほどで審査の回答がある。

第3 本件取引の実在性の有無

1 ヒアリングによる確認

上記第3のとおり、当委員会のヒアリングにより、販売車両は、取引®を除いてA氏に対して納車されており、取引®についてはW氏に納車されていることが確認された。⁵⁶

2 客観的事実による確認

ヒアリングにより確認された事実からすると、販売車両はいずれも納車されており、本件取引は実在性が認められるものと考えられるが、当委員会では以下のとおり、ヒアリング以外の客観的事実からも納車の事実について確認を行った。

(1) 納車受領書

上記第3のとおり、取引⑤ないし⑫、⑯、⑲、㉑及び㉓ないし㉓について、納車受領書の存在が確認されており、それぞれI氏またはS氏名義の署名が記載されている。

しかしながら、納車受領書に記載の署名はいずれもI氏またはS氏の 筆跡ではないものと思われる。

このため、納車受領書からは納車の事実を確認することはできない

(2) **ETC**のセットアップ

ア 意義

納車にあたりETCのセットアップが行われるところ、反対にいえば、納車が行われていないにもかかわらず販売車両にETCがセットアップされているとは一般的に考え難い。

このため、本件取引の各販売車両についてETCがセットアップされているという事実は、納車の事実を確認できる客観的事実といえる。なお、セットアップ日の確認は、販売車両ごとに入力されているETCセットアップデータから、本件取引の各販売車両のデータを抽出して行った。

イ セットアップ日

本件取引について、それぞれ次の日にETCのセットアップが行われていることが確認された。

・取引①(注文日:平成19年5月19日)

⁵⁶ ヒアリングにおいてA氏、S氏及びW氏は、本件取引はそれぞれ納車がされている旨説明するところ、3者についていずれも、納車されていないにもかかわらず納車されていると説明する必要性が認められないことから、3者の当該説明には信用性が認められる。

- →同年6月8日
- ·取引②(注文日:平成20年6月22日)
 - →同年8月29日
- ・取引③(注文日:平成21年6月25日)
 - →同年7月19日
- ・取引④(注文日:平成22年8月5日)
 - →同年8月12日
- 取引⑤(注文日:平成23年5月25日)
 - →同年6月22日
- ・取引⑥(注文日:平成23年10月14日)
 - →同年10月22日
- ・取引⑦(注文日:平成24年2月22日)
 - →同年2月28日
- ・取引®(注文日:平成24年4月26日)
 - →同年4月29日
- ・取引⑨(注文日:平成24年10月25日)
 - →同年11月1日
- ・取引⑩(注文日:平成25年3月29日)
 - →同年4月18日
- ・取引⑩(注文日:平成25年5月15日)
 - →同年5月18日
- 取引⑩(注文日:平成25年6月23日)
 - →同年6月24日
- ・取引(3) (注文日:平成25年9月13日)
 - →同年9月27日
- ・取引⑭(注文日:平成25年12月11日)
 - →同年12月25日
- ・取引⑤(注文日:平成26年6月13日)
 - →同年6月27日
- ・取引⑩(注文日:平成26年10月8日)
 - →同年10月18日
- ・取引の(注文日:平成26年12月13日)
 - →同年12月26日
- ・取引®(注文日:平成27年3月14日)
 - →同年4月2日
- ・取引(19) (注文日:平成27年4月18日)

- →同年4月30日
- ・取引②(注文日:平成27年6月27日)
 - →同年7月1日
- ・取引②(注文日:平成27年9月27日)
 - →同年10月1日
- ・取引② (注文日:平成27年12月15日)
 - →同年12月25日
- ・取引②(注文日:平成28年3月21日)
 - →同年3月29日
- ・取引②(注文日:平成28年6月25日)
 - →同年7月1日
- ・取引② (注文日:平成28年7月27日)
 - →同年8月2日
- ・取引②の(注文日:平成28年9月27日)
 - →同年10月4日
- ・取引②(注文日:平成28年12月11日)
 - →同年12月11日
- ・取引② (注文日:平成28年12月20日)
 - →同年12月20日
- ・取引②の(注文日:平成29年3月23日)
 - →同年3月23日
- ウ 以上のとおり、本件取引について、各販売車両についてETCがセットアップされており、納車の事実が確認できる。
- (3) 納車にあたってのETC利用履歴

ア ETC利用履歴

MT社及びMP社のETC利用履歴より、それぞれ次のとおり納車にあたってのETC利用履歴が確認された。

なお、取引①及び取引②については確認できなかった。また、K氏の勤務先は取引®まではMT社厚木支店であり、取引⑩以降はMP社大和支店である。

· 取引③

(注文日:平成21年6月25日、ETCセットアップ日:同年7月19日)

→納車先のA氏の当時の住所は東京都世田谷区であるところ、同年 7月22日に、厚木料金所から東京料金所までのETC利用履歴 が存在する。

取引④

(注文日:平成22年8月5日、ETCセットアップ日:同年8月 12日)

→納車先のA氏の当時の住所は東京都世田谷区であるところ、同年 8月12日に、厚木料金所から東京料金所までのETC利用履歴 が存在する。

• 取引⑤

(注文日:平成23年5月25日、ETCセットアップ日:同年6月 22日)

→納車先のA氏の当時の住所は東京都世田谷区であるところ、同年 6月23日に、厚木料金所から東京料金所までのETC利用履歴 が存在する。

• 取引⑥

(注文日:平成23年10月14日、ETCセットアップ日:同年 10月22日)

→納車先のA氏の当時の住所は東京都世田谷区であるところ、同年 10月23日に、厚木料金所から東京料金所までのETC利用履 歴が存在する。

取引⑦

(注文日:平成24年2月22日、ETCセットアップ日:同年2月28日)

→納車先のA氏の当時の住所は東京都世田谷区であるところ、同年 2月28日に、厚木料金所から東京料金所までのETC利用履歴 が存在する。

取引⑧

(注文日:平成24年4月26日、ETCセットアップ日:同年4月29日)

→納車先のA氏の当時の住所は東京都世田谷区であるところ、同年 4月30日に、厚木料金所から東京料金所までのETC利用履歴 が存在する。

• 取引(9)

(注文日:平成24年10月25日、ETCセットアップ日:同年 11月1日)

→納車先のA氏の当時の住所は東京都世田谷区であるところ、同年 11月2日に、厚木料金所から東京料金所までのETC利用履歴 が存在する。

取引⑩

(注文日:平成25年3月29日、ETCセットアップ日:同年4月18日)

→納車先のA氏の当時の住所は東京都世田谷区であるところ、同年 4月18日に、厚木料金所から東京料金所までのETC利用履歴 が存在する。

取引①

(注文日:平成25年5月15日、ETCセットアップ日:同年5月18日)

→納車先のA氏の当時の住所は東京都世田谷区であるところ、同年 5月18日に、厚木料金所から東京料金所までのETC利用履歴 が存在する。

• 取引①

(注文日:平成25年6月23日、ETCセットアップ日:同年6月24日)

→納車先のA氏の当時の住所は東京都世田谷区であるところ、同年 6月25日に、厚木料金所から東京料金所までのETC利用履歴 が存在する。

• 取引(3)

(注文日:平成25年9月13日、ETCセットアップ日:同年9月27日)

→納車先のA氏の当時の住所は東京都世田谷区であるところ、同年 9月28日に、厚木料金所から東京料金所までのETC利用履歴 が存在する。

取引(4)

(注文日:平成25年12月11日、ETCセットアップ日:同年 12月25日)

→納車先のA氏の当時の住所は東京都世田谷区であるところ、同年 12月25日に、厚木料金所から東京料金所までのETC利用履 歴が存在する。

• 取引(15)

(注文日:平成26年6月13日、ETCセットアップ日:同年6月27日)

→納車先のA氏の当時の住所は東京都世田谷区であるところ、同年 6月28日に、厚木料金所から東京料金所までのETC利用履歴 が存在する。

· 取引(6)

(注文日: 平成26年10月8日、ETCセットアップ日: 同年10月18日)

→納車先のA氏の当時の住所は東京都世田谷区であるところ、同年 10月19日に、厚木料金所から東京料金所までのETC利用履 歴が存在する。

· 取引(17)

(注文日:平成26年12月13日、ETCセットアップ日:同年 12月26日)

→納車先のA氏の当時の住所は東京都世田谷区であるところ、同年 12月27日に、厚木料金所から東京料金所までのETC利用履 歴が存在する。

• 取引(18)

(注文日:平成27年3月14日、ETCセットアップ日:同年4月2日)

→納車はW氏の東京出張に合わせ新宿駅周辺で行われているところ、 同年4月3日に、厚木料金所から東京料金所を通り用賀料金所ま でのETC利用履歴が存在する。

• 取引(19)

(注文日:平成27年4月18日、ETCセットアップ日:同年4月30日)

→A氏の当時の住所が東京都世田谷区であるのか、岐阜県であるのかは不明であるところ、いずれであったとしても、平成27年5月2日には横浜町田料金所から東京料金所までのETC利用履歴が存在し、同年5月1日には横浜町田料金所から名古屋料金所、清須料金所及び一宮合併料金所を通って岐阜羽島料金所までのETC利用履歴がそれぞれ存在する。

• 取引20

(注文日:平成27年6月27日、ETCセットアップ日:同年7月1日)

→納車先のA氏の当時の住所は岐阜市 であるところ、同年7月 3日に、横浜町田料金所から名古屋料金所、清須料金所及び一宮 合併料金所を通って岐阜羽島料金所までのETC利用履歴が存在 する。

• 取引②

(注文日:平成27年9月27日、ETCセットアップ日:同年1

0月1日)

→納車先のA氏の当時の住所は岐阜市 であるところ、同年10 月2日に、横浜町田料金所から岐阜羽島料金所までのETC利用 履歴が存在する。

• 取引②

(注文日:平成27年12月15日、ETCセットアップ日:同年 12月25日)

→納車先のA氏の当時の住所は岐阜県 であるところ、同年1 2月26日に、厚木料金所から岐阜羽島料金所までのETC利用 履歴が存在する。

· 取引②

(注文日:平成28年3月21日、ETCセットアップ日:同年3月29日)

→納車先のA氏の当時の住所は岐阜県 であるところ、同年3 月30日に、海老名北料金所から厚木料金所を通り岐阜羽島料金 所までのETC利用履歴が存在する。

• 取引24

(注文日:平成28年6月25日、ETCセットアップ日:同年7月1日)

→納車先のA氏の当時の住所は岐阜県 であるところ、同年7月2日に、海老名北料金所から岐阜各務原料金所までのETC利用履歴が存在する。

• 取引②

(注文日:平成28年7月27日、ETCセットアップ日:同年8月2日)

→納車先のA氏の当時の住所は岐阜県 であるところ、同年8 月5日に、寒川北料金所から岐阜各務原料金所までのETC利用 履歴が存在する。

• 取引26

(注文日:平成28年9月27日、ETCセットアップ日:同年10月4日)

→納車先のA氏の当時の住所は岐阜県 であるところ、同年1 0月7日に、寒川北料金所から豊田藤岡料金所及び長久手料金所 を通り岐阜各務原料金所までのETC利用履歴が存在する。

• 取引②

(注文日:平成28年12月11日、ETCセットアップ日:同年

12月11日)

→納車先のA氏の当時の住所は岐阜県 であるところ、同年1 2月17日に、寒川北料金所から大垣料金所までのETC利用履 歴が存在する。

• 取引②

(注文日:平成28年12月20日、ETCセットアップ日:同年 12月20日)

→納車先のA氏の当時の住所は岐阜県であるところ、同年1 2月22日に、寒川北料金所から岐阜各務原料金所までのETC 利用履歴が存在する。

• 取引②

(注文日:平成29年3月23日、ETCセットアップ日:同年3月23日)

- →納車先のA氏の当時の住所は岐阜県 であるところ、同年3 月27日に、寒川北料金所から大垣料金所までのETC利用履歴 が存在する。
- イ 以上のとおり、取引③ないし②について、納車にあたってのETC 利用履歴から、納車の事実が確認できる。

3 結論

以上より、ヒアリングによる確認に加えて、ETCのセットアップ及び 納車にあたってのETC利用履歴という客観的事実からすれば、本件取引 の販売車両はいずれも納車されているといえ、本件取引は実在性が認めら れる。

第4 他事例の調査結果

1 調査の趣旨

本件取引の調査の結果、第2及び第3に記載した事実が判明した。

本件取引は、当初、実在性のない取引であって何らかの不正な会計処理が行われていることが疑われたため、当委員会が、この事実関係及び背景事情について調査を行った。(1)本件取引以外に不正な会計処理が疑われる実在性のない取引がないかどうかを確認するため、及び、(2)名義貸し及び禁止事項違反の信販契約等の発生が、本件取引におけるK氏、A氏夫妻、I氏、S氏及びW氏の特殊な関係性から発生した特異な事例であるのかそれとも他にも存在しているのかの2点を確認するため、当委員会は、MT社及びMP社において、同種事案の有無を調査した。

2 調查方法

MT社及びMP社の平成27年4月~29年12月の注文書データ(MT社につき全1622台、MP社につき全2883台)から、「1年以内の買替、ローン判定マイナス(残債あり)」という条件で抽出したデータ(MT社において11件⁵⁷⁵⁸、MP社において16件⁵⁹、合計27件⁶⁰)に関する注文書、ローン契約書、自動車検査証、納車受領書、下取車査定書、印鑑証明書を提出してもらい、売買の実在性を調査するとともに、名義貸しの可能性の有無並びにローン残債の上乗せの有無の確認を行った。

MT社における11件及びMP社における16件の一覧は、別紙2のとおりである。名義人別に、この項(第4)において以下、MT①、MP①と表記する(別紙2の顧客番号に基づく)。

売買の実在性は、印鑑証明書の提出、購入者及びローン契約者を使用者 とする自動車検査証及び納車受領書があることによって確認した。

名義貸しの可能性の有無については、購入者と自動車検査証上の使用者の異同、使用者の住所(印鑑証明書により確認)と自動車検査証上の使用の本拠の位置との異同、かつ納車受領書の氏名欄の筆跡と新車注文書及びローン契約書⁶¹の氏名の筆跡との異同によって確認した⁶²。

⁵⁷ 件数は、注文書上の契約名義人単位である。

⁵⁸ 台数にして計28台であり、この間のMT社全販売台数の1.7%を占める。

⁵⁹ 台数にして計51台であり、この間のMP社全販売台数の1.8%を占める。

⁶¹ 但し、今回開示を受けたローン契約書は、自署押印欄のない申込書(入力済帳票)がほとんどであった。

⁶² 但し、関係者が真の使用者又は購入者が表に現れないように各書面を整えて

ローン残債の上乗せの有無については、新車注文書、ローン契約書及び 下取車査定書の記載内容の比較により確認した。

3 調查結果

(1) MT社における11件

T MT(1)

購入者は個人であり、3台の購入履歴がある。

3 台を通じ、売買の実在性がないこと、名義貸しの可能性が窺えるような事情は見当たらなかった。

1台目につき、新車注文書では、車両代金、オプション代金、諸費用代金の合計が約1043万円であり、下取車買受後の下取車残債額(以下この3項において、「下取車残債額」という場合は、「下取車買受後の下取車残債額」を意味するものとする。)約131万円であるところ(合計約1174万円)、ローン契約書では車両代金、オプション代金、諸費用代金の合計が約1194万円であり(頭金の記載あり)、下取車に関する記載はなかった。下取車残債額がオプション代金とされていることがわかる。

2台目及び3台目についても1台目と同様の処理がなされている。なお、本調査上の最終取引である3台目における下取車残債額は約430万円である。

イ MT②

購入者は個人であり、2台の購入履歴がある。2台とも納車受領書が不存在であり、その理由は不明である。1台目と2台目の購入間隔は約4か月である。印鑑証明書があるが、比較できる署名がない。このため、納車時のETCセットアップ完了記録、DVS(BMWによるディーラー車両システム。)における受注インプット画面及び営業活動システムにおける営業活動履歴の提供を受け、購入者に対する納車の事実を確認した。したがって、売買の実在性はあり、名義貸しの可能性はないと思われる 63 。

下取車残債額については、MT①と同様の処理がなされている。なお、 最終取引である2台目における下取車残債額は約130万円である。

いた場合には、書面調査による確認には限界がある。

⁶³ なお、MT社営業本部長兼平塚支店長によると、2シリーズのスポーツタイプ車両購入後、エンジン、ブレーキ等が本格的なMシリーズの車両が発売されたための買替えであり、こだわりのある顧客の典型的な買替パターンとのことであった。

ウ MT③

購入者は個人であり、2台の購入履歴がある。両方とも現金と下取車 売却金で購入しており、ローンの利用がない。

2台を通じ、売買の実在性がないこと、名義貸しの可能性が窺えるような事情は見当たらなかった。

工 MT(4)

購入者は個人であり、3台の購入履歴がある。

3 台を通じ、売買の実在性がないこと、名義貸しの可能性が窺えるような事情は見当たらなかった。

下取車残債額については、MT①と同様の処理がなされている。なお、 最終取引である3台目における下取車残債額は約630万円である。

才 MT⑤

購入者は個人であり、2台の購入履歴がある。

2台を通じ、売買の実在性がないこと、名義貸しの可能性が窺えるような事情は見当たらなかった。

下取車残債額については、MT①と同様の処理がなされている。なお、 最終取引である3台目における下取車残債額は約234万円である。

カ MT(6)

購入者は法人であり、2台の購入履歴がある。

新車注文書、納車受領書には、法人の代表者印が捺印され、ウエブ上 で確認できる代表者名にも齟齬はなく、3台を通じ、売買の実在性がな いこと、名義貸しの可能性が窺えるような事情は見当たらなかった。

2台とも自動車検査証上の使用者の住所は茅ヶ崎市の会社本店所在地であるが、使用の本拠の位置は、代表者の住所とも、会社支店の所在地とも異なる横浜市の住所であった。この点につき確認したところ、同住所は購入法人の営業事務所であるとのことだった⁶⁴。

下取車残債額については、MT①と同様の処理がなされている。なお、 最終取引である2台目における下取車残債額は約7万円である。

キ MT⑦

購入者は個人であり、2台の購入履歴がある。

2台を通じ、売買の実在性がないこと、名義貸しの可能性が窺えるような事情は見当たらなかった。

下取車残債額については、MT①と同様の処理がなされている。なお、 最終取引である2台目における下取車残債額は約409万円である。

⁶⁴ 同社の社名表示のあるBing Mapsの提供を受けた。

ク MT®

購入者は個人であり、3台の購入履歴がある。

3台を通じ、売買の実在性がないこと、名義貸しの可能性が窺えるような事情は見当たらなかった。

MT®取引事案において特徴的なのは、各車購入時に、下取車を2台ずつ売却していることである。1台目、2台目の車は、3台目購入時にまとめて下取車にしている。

下取車残債額については、MT①と同様の処理がなされている。なお、 最終取引である3台目における下取車残債額は約771万円である。

ケ MT®

購入者は個人であり、3台の購入履歴がある。3台とも納車受領書が不存在であり、その理由は不明である。2台目について印鑑証明書が不存在である。このため、DVSにおける受注インプット画面及び営業活動システムにおける営業活動履歴の提供を受け、購入者に対する納車の事実を確認した。したがって、売買の実在性はあり、名義貸しの可能性はないと思われる。購入の間隔は、約1年及び約3か月である65。

売買の実在性はあるものと思われ、また、名義貸しでもないと思われる。

下取車残債額については、MT①と同様の処理がなされている。なお、 最終取引である3台目における下取車残債額は約115万円である。

\supset MT 10

購入者は個人であり、3台の購入履歴がある。1台目、2台目は現金と下取車売却金で購入しており、ローンの利用がない。3台目は、ローンを使用している。

3 台を通じ、売買の実在性がないこと、名義貸しの可能性が窺えるような事情は見当たらなかった。

新車注文書及びローン契約書に記載されている、車両代金、下取車残債額、下取車価格は同一であり、ローン契約において、残債額約88万円が含まれた形で契約されており、信販会社承諾の上の契約ということであるから信販会社との加盟店契約違反にはならないものと思われる。

サ MT(1)

購入者は個人であり、3台の購入履歴がある。

3台を通じ、使用者の住所(新車注文書、ローン契約書、自動車検査 証、印鑑登録証。東京都足立区)と使用の本拠の位置(自動車検査証。

⁶⁵ 2台目と3台目の間隔が3か月であることについては、2台目の車両が事故に遭ったためとのことである。

東京都荒川区)とは異なっているが、使用の本拠の位置は、購入者が代表を務める歯科技工の事務所の所在地であり、そのことは、ウエブ上で確認できる。

したがって、売買の実在性がないこと、名義貸しの可能性が窺えるような事情は見当たらなかった。

下取車残債額については、MT①と同様の処理がなされている。なお、 最終取引である3台目における下取車残債額は約38万円である。

(2) MP社における16件

ア MP①

購入者は個人であり、4台の購入履歴がある。

1台目は、購入者の住所がであり、自動車検査証の使用の本拠の位置は空欄であるが、2台目、3台目につき、住所が東京都であり、使用の本拠の位置が第1乃至第3で言及したK氏の自宅住所(神奈川県)、4台目につき、東京都 、使用の本拠の位置が横浜市 となっている66。

4台を通じ、売買の実在性はあると思われ、また名義貸しをうかがわせるような事情は見当たらなかった。

提供を受けた1台目及び2台目のローン契約書は、複写の字が薄いため読み取れず、3台目のローン契約書は欠落していた。4台目については、本来の下取車残債額が約592万円であるところ、ローン契約書では、残債約1041万円及び下取車充当額約982万円、現金約60万と記載され下取車残債額がないこととなっていた。

イ MP②

購入者は個人であり、2台の購入履歴がある。

1台目について、納車受領書が欠落しているが、2台を通じ、売買の 実在性がないこと、名義貸しの可能性が窺えるような事情は見当たらな かった。

ローン契約書は、ともに複写の字が薄くて読み取れないが、下取車に 関する記載はないようである。新車注文書では、ともに下取車残債額が

⁶⁶ この点、大和支店担当者Q氏に確認したところ、購入者は仕事の都合でに転居したが、湘南ナンバー、横浜ナンバーの車が欲しいということで、当時の上司であるK氏に相談したところ、K氏自宅住所で車庫証明を取ってくれた、また、横浜市の住所は、大和支店の同僚のR氏の住所であるとのことであった。K氏に確認したところ、2台目、3台目につき、車庫証明の取得に協力した記憶があるとのことであった。

存在する。なお、最終取引である2台目における下取車残債額は約17 8万円である。

ウ MP③

購入者はMP社大和支店の社員であり、4台の購入履歴がある。

- 3台目の車が全損のため、4台目の購入に当たっては下取りがない。
- 1台目乃至3台目につき、ローン契約書は、いずれも複写の字が薄いため読み取れないが、下取車に関する記載はないようである。

売買の実在性がないこと、名義貸しの可能性が窺えるような事情は見 当たらなかった。

4台目の新車注文書では、車両代金、オプション代金、諸費用代金の合計が約914万円であるところ、ローン契約書では車両代金、オプション代金、諸費用代金の合計が約1140万円、現金が約319万円、ローン元金が残りの約821万円となっている。損害保険による填補があったと思われ、下取車残債額の上乗せの有無は不明である。

工 MP④

購入者は個人であり、2台の購入履歴がある。

2台とも納車受領書が欠落しているが、売買の実在性がないこと、名 義貸しの可能性が窺えるような事情は見当たらなかった。

1台目の新車注文書では、車両代金、オプション代金、諸費用代金の合計が約450万円であるところ、支払条件は現金35万円、下取車価格50万円、残債約92万円、ローン元金400万円となっている。ローン契約書では、車両代金、オプション代金、諸費用代金の合計が551万円、現金220万円、ローン元金400万円となっている。2台目も同様である。

したがって、新車注文書では下取車残債額の記載があるところ、ローン契約書では下取車に関する記載はない。なお、最終取引である2台目における下取車残債額は約17万円である。

才 MP⑤

購入者は個人であり、4台の購入履歴がある。

4台中2台の印鑑証明書が欠落しているが、売買の実在性がないこと、 名義貸しの可能性が窺えるような事情は見当たらなかった。

下取車残債額については、MP④と同様の処理がなされている。なお、 本調査における最終取引である4台目における下取車残債額は約229 万円である。

カ MP⑥

購入者は法人であり、6台の購入履歴がある。

法人代表者印の印鑑証明書は欠落している。法人の所在地は神奈川県であるが、自動車検査証上の使用の本拠の位置は4台目につきの住所となっており、残りの5台については横浜市の住所となっている。連帯保証人欄に記載された代表者の住所は、神奈川県となっている。新車注文書、納車受領書、ローン契約書には、代表者個人の実印と思われるもの、認印と思われるもの、会社代表者印と思われるものが混在している。

法人所在地と使用の本拠の位置が異なることにつき、確認した結果、購入法人は、のグループ企業の1社であるところ、の住所はの本社の所在地であり、購入法人の営業拠点でもあるとのことであった。また、横浜市の住所は、の営業事務所兼購入法人の営業拠点とのことであった。

下取車残債額については、4台目につき、新車注文書では下取車残債額約151万円、ローン契約書では下取車残債額約115万円となっているほかは、他の車のローン契約書では下取車残債額はないこととなっていた。なお、最終取引である6台目における下取車残債額は約775万円である。

キ MP⑦

購入者は個人であり、2台の購入履歴がある。

2台とも、売買の実在性がないこと、名義貸しの可能性が窺えるよう な事情は見当たらなかった。

1台目の下取車残債額については、新車注文書では下取車残債額が存在するところ、ローン契約書では残債額を上回る下取額が記載され下取 車残債額はないこととなっていた。

2台目については、新車注文書では下取車残債額が約56万円であるところ、ローン契約書では約65万円の下取車残債額が含まれて契約されており、信販会社承諾の上の契約ということであるから信販会社との加盟店契約違反にはならないものと思われる。

ク MP®

購入者は法人であり、5台の購入履歴がある。

全取引を通じて、2通の法人代表者の印鑑証明書及び1通の商業登記 事項証明書が提出されている。自動車検査証の使用者の住所は、会社所 在地兼代表者住所である。各書面の筆跡は、明らかに異なるものがある が、印影は、会社代表者印が用いられている。

⁶⁷ 当時の販売担当者(藤沢支店■氏。既退職。)は、以上の点を、現地確認した とのことである。

5 台を通じて、売買の実在性がないこと、名義貸しの可能性が窺えるような事情は見当たらなかった。

下取車残債額については、全取引において、新車注文書では下取車残債の記載があるが、ローン契約書では下取車残債額はないこととなっていた。なお、最終取引である5台目における下取車残債額は約216万円である。

ケ MP®

購入者は個人であり、2台の購入履歴がある。

1台目につき、印鑑証明書が欠落し、2台とも納車受領書が欠落している。購入の間隔は約3か月である。提供を受けた資料では、売買の実在性の有無、名義貸しの可能性については確証を持てなかったため、DVSにおける顧客活動履歴の提供を受けて確認した⁶⁸。

下取車残債額については、MP®と同じ処理がなされている。なお、 2台目における下取車残債額は約195万円である。

\Rightarrow MP(10)

購入者は法人であり、5台の購入履歴がある。

購入者は の法人であるが、自動車検査証上の使用の本拠の位置が神奈川県 となっていることにつき、H営業部長に確認したところ、会社の支店登記か、代表者の住居があったとのことであり、5台を通じて、売買の実在性がないこと、名義貸しの可能性が窺えるような事情は見当たらなかった。

3台目については、下取車価格が残債額を上回っている。他の車の下 取車残債額については、MP®と同じ処理がなされている。なお、5台 目における下取車残債額は約157万円である。購入法人は、ネット上 の情報によると昨年1月に破産の申し立てをした。

サ MP⑪

購入者はMP社東戸塚支店の社員であり、5台の購入履歴がある。

5台とも印鑑証明書が欠落しているが、5台を通じて、売買の実在性がないこと、名義貸しの可能性が窺えるような事情は見当たらなかった。 下取車残債額については、MP⑧と同じ処理がなされている。なお、

⁶⁸ 顧客活動履歴によると、購入者が購入後、整備、ガラス交換、フィルム張り等を行っていることがわかる。また、顧客活動履歴にも表れているが、3か月での買い替えの理由は、1台目の納車翌日にいたずらにより車体に傷をつけられたところ、当時自営の整体院を移転し、心機一転を図った、2台目のボディカラーが気に入った等の事情によるとのことである(MP社東戸塚支店■氏(既退職)の話による)。

5台目における下取車残債額は約160万円である。

> MP(12)

購入者は個人であり、2台の購入履歴がある。

2 台を通じて、売買の実在性がないこと、名義貸しの可能性が窺えるような事情は見当たらなかった。

下取車残債額については、1台目のローン契約書では下取車残債額はないこととなっており、2台目のローン契約書では下取額と現金の合計が下取車残債額と同額となっていた。なお、2台目における下取車残債額は約148万円である。

ス MP(13)

購入者は個人であり、2台の購入履歴がある。

2 台を通じて、売買の実在性がないこと、名義貸しの可能性が窺えるような事情は見当たらなかった。

下取車残債額については、MP®と同じ処理がなされている。なお、 2台目における下取車残債額は約401万円である。

セ MP4

購入者は個人であり、2台の購入履歴がある。

2 台を通じて、売買の実在性がないこと、名義貸しの可能性が窺えるような事情は見当たらなかった。

下取車残債額については、2台とも、ローン契約書において下取額が 下取車残債額と同額となっていた。なお、2台目における下取車残債額 は約187万円である。

ソ MP(15)

購入者は個人であり、2台の購入履歴がある。

MP®の取引の特徴は、納車がでなされている点である。この点についてSA社のK取締役に確認したところ、以前横浜に居住していたであり、の時間感覚が合わないため、輸送コストを考えてもMP社から購入したいとの希望であったとのことである。なお、において購入の勧誘をしたわけではないので、ディーラー契約には違反しない。

2 台を通じて、売買の実在性がないこと、名義貸しの可能性が窺えるような事情は見当たらなかった。

下取車残債額については、1台目のローン契約書では下取車残債額はないこととなっており、2台目のローン契約書では下取額が下取車残債額と同額となっていた。なお、2台目における下取車残債額は約193万円である。

タ MP(6)

購入者は法人であり、2台の購入履歴がある。なお、各書面上、購入者名義は有限会社となっていたが、2台目に付された印鑑証明書では購入者は合同会社である。各書面に押印された代表者印にも合同会社の表示があるが、ゴム印(社版)や手書きの受領サインは有限会社の表示であり、詳細は不明である。

2 台を通じて、売買の実在性がないこと、名義貸しの可能性が窺えるような事情は見当たらなかった。

下取車残債額については、MP®と同じ処理がなされている。なお、 2台目における下取車残債額は約237万円である。

(3) 調査結果のまとめ

以上、平成27年4月から29年12月までのMT社及びMP社の新車販売(MT社につき全1622台、MP社につき全2883台)から、「1年以内の買替、ローン判定マイナス(残債あり)」という条件で抽出した27件79台(MT社において11件28台、MP社において16件51台)について、売買の実在性を調査するとともに、名義貸しの可能性の有無並びにローン残債の上乗せの有無の確認を行ったところ、調査対象27件のうち、売買の実在性がないと思われるものはなく、また、名義貸しの可能性があると思われるものもなかった。

ローン残債の上乗せについては、全取引を通じてローンの利用がないものが1件、ローン契約書においても残債額が正しく表示されているものが2件(X社及びZ社)あったが、それ以外の24件で、下取車残債額がないことになっていた。

使用の位置の本拠の住所につき、K氏の住所及びK氏の部下であった社員の住所を使用したものが1件あったが⁶⁹、それ以外のもので、購入者の住所又は使用者の住所と使用の位置の本拠の住所が異なる車両については、すべて合理的な事情があるものであった。

4 W氏名義の取引(取引®)について

W氏名義の取引®は本件取引の一つであり、他事例ということではないが、 取引®に係る契約関係について今後予想される問題点を、便宜上本項で指摘 しておく。

⁶⁹ この1件に関与した大和支店の社員Q氏、R氏は、支店長のK氏から、支店 長の売買実績を付け替えてもらったことによる恩義を感じていたのではないか ということであった(MP社H営業部長の見解)。

前記第2のとおり、取引®はW氏の名義貸しによるものであるところ、現在もA氏がローン代金(ボーナス払分は除く)を支払っている。そうすると、本件問題の発端である I 氏名義の取引®及び②と同様、A氏が取引®のローン代金を今後支払えなくなる可能性も皆無ではない。

その場合、ローン代金は自分が支払うとのA氏からの約束を受けてW氏は名義貸しを承諾しているため、W氏がローン代金の支払を遅滞することが考えられ、また、取引②及び②のI氏と同じく、W氏もローン会社(Y社)に対し債務不存在を主張することが考えられる。しかしながら、取引②及び②は名義冒用の事案であるのに対して取引③は名義貸しの事案であるから、W氏の債務不存在の主張が直ちに法的に認められるとは考えられない。

なお、仮に今後ローン代金が支払遅滞となった場合、取引®は加盟店契約 (Y社との加盟店契約)に違反していることから、W氏の債務不存在の主張が法的に認められるがどうかにかかわらず、ローン会社 (Y社) から、加盟店契約違反に基づきローン代金の支払を請求される可能性も全くないわけではない。

以上の問題点に対し、必要と考えられる会計処理等については後記で指摘する。

第5 過年度決算訂正の必要性の検討

1 本件取引に係る不正による重要な虚偽表示の存在の検討

当委員会は本件取引ならびに同種事案の事実調査により得られた結論が、 過年度遡及修正を含むSA社の公表済財務諸表の修正を要求するような不正 による重要な虚偽表示をもたらすものであるか否かにつき、売上計上に関す る各要点に従い、検討を行った。

2 調査方法

- ・ MT社、MP社の平成20年3月期以降の貸借対照表及び損益計算書の推 移分析
- ・SA社経理担当者(MT社、MP社担当)(以下「経理担当者」という。) への会計処理フローに関するヒアリング
- ・本件取引に係る売上計上記録ならびに売掛金の回収状況の確認
- ・第4で検出した他事例に係る売上計上記録の確認 なお、調査対象とした主な資料は別紙3参照

3 調査並びに検討結果

(1) 販売取引の実在性の観点からの検討

本件取引における各販売取引については以下の観点より実在性が確保されているものと判断した。

▶ 納車の事実を証明する証拠記録の存在

上記第3に記載のとおり、当委員会によるヒアリング結果、販売車両へのETCセットアップ作業記録の検証、ならびに納車にあたってのETC利用履歴の検証の結果、本件販売取引に係る各車両につき納車の事実が存在していないと思わせる事例が検出されていないこと。

(2) 売上計上金額の妥当性の観点からの検討

本件取引においては上記第2に記載の通り、下取車残債額をローン元金に含めるために、オートローン契約書において、実際に存在しない附属品やオプション等を新車販売価格に上乗せする形で現金販売価格を調整する手法が採られていることが判明している。

当該手法が、本件取引の売上計上額に及ぼす影響(売上の過大計上の可能性)について過去10期間の財務諸表を対象とした財務分析ならびに売上計上記録に関する証憑突合等の手続により検討を行った。

これらの手続きの結果、下述(4)記載の取引を除き、各取引における売上 計上額には実際に存在しない附属品やオプション等の代金は含めておらず、 新車注文書に記載の新車販売価格を売上計上額としていることが確認でき、 売上計上額に疑義を生じさせる取引は検出されなかった。

(3) 売上計上の期間帰属の適切性の観点からの検討

経理担当者へのヒアリングにより、MT社、MP社の車両販売に係る売上計上基準として、車両登録日をもって売上計上日とする方法を採用していることを確認した。

よって、本件取引において車両登録日と売上計上日の乖離の有無を検証したところ、全ての取引において車両登録日と売上計上日が一致していることを確認した。

(4) 売上の過大計上に疑義を生じさせる取引について

上記第2の記載のとおり、S氏からW氏への契約名義変更スキームにより、下取査定金額700万円の車両につきMT社がS氏より1470万円で買い取り、同時にW氏へ同額で販売している取引(以下、「取引®」とする)が検出されている。

当該取引による売上計上金額はW氏の購入価格である1470万円として記録されていることを会計記録の閲覧により確認している。

ここで問題となるのは、本来700万円相当の価値の車両を1470万円として売上計上している点である。仮にMT社とW氏との取引が純然たる第三者間取引であるならば、W氏の購入価格が売上計上額となることに何ら問題はないものの、W氏はA氏の依頼に基づきオートローン契約の名義貸しを行っているのであり、必ずしも購入した車両に1470万円の価値があるとの認識はなく、S氏の残債整理の目的でA氏の提案によりK氏が設定した価格で購入したにすぎない。MP社の中古車販売の粗利益率は概ね5%程度であることからは、本来の適正な販売価格は737万円程度であったものと推測される。

よって、適正販売価格と実際の販売価格との差額約733万円程度の売上の過大計上にかかる疑義が生じることとなる。

この点につき当委員会で検討した結果、以下の理由により、過大計上の疑義は生じているものの、過年度の売上計上の訂正を要する程度に重要な疑義ではないものと判断した。

- i) 意図的な虚偽の表示に該当しないと判断されること 取引®は、売上計上額ならびに利益計上額の水増しを直接の目的とした 取引でないと考えられ、財務諸表の意図的な虚偽の表示には必ずしも該当 しないと判断されること。
- ii) 誤謬による虚偽の表示に該当しないと判断されること 純然たる第三者間による取引とは認め難いものの、S氏とW氏に直接的 な面識はなく、W氏は自身の名義による当該車両の購入を承認しているこ

とが認められることからすれば、形式的のみならず実質的にも他の中古車 売買取引との相違はみられず、当該取引に係る証憑書類をもって売上計上 処理を行ったことが事実の見落とし等誤謬による財務諸表の虚偽表示に は必ずしも該当しないと判断されること。

iii) 虚偽表示の額が重要でないと判断されること

取引®と類似性を有する可能性のある取引を以下のとおり抽出し、車両 査定価格と下取価格との間に重要な差異が生じている取引の有無を検証 したところ、取引®と同様の取引が行われたと識別させる取引は検出され ず、仮に取引®をもって過年度決算の訂正を行ったとしても、その影響額 は軽微であると考えられること。

(抽出条件)

- ア. MT社、MP社の平成27年4月~平成29年12月の中古車買取取引(新車販売に伴う下取取引、デモ車登録を目的とした仕入取引を除く)
- イ. アで抽出された取引のうち、車両買取価格が3百万円超の取引

(5) 他事例に係る不正による重要な虚偽表示の存在の検討

上記第4で検討した他事例につき上記(1)ならびに(2)と同様の検討を行ったところ、不正による重要な虚偽表示の存在を疑わせる事実は検出されなかった。

以上の調査ならびに検討の結果、当委員会は本件取引並びに検討を加えた 一連の同種事案が過年度遡及修正を含むSA社の公表済財務諸表の修正を要 求するような不正による重要な虚偽表示をもたらすものではないとの結論に 至った。

4 検出された違反行為がもたらす影響

これまでの当委員会の調査において「X社、Y社及びZ社との間に締結された加盟店契約違反」といった違反行為が検出されている。

当委員会は、検出された違反行為が(将来を含む)MT社、MP社の会計 処理に影響を及ぼす違反行為であるか否かにつき検討を行った。

(1) 会計処理への影響の検討(取引2829)

上記第1のとおり、I氏よりY社、Z社に対して債務不存在の主張がなされているが、当委員会による調査結果のとおり、MT社、MP社と両社との間で締結された加盟店契約に違反する行為が行われていると認められる事実が検出されていることから、現在のところ両社から加盟店契約違反を理由にI氏が負担しているオートローン債務の未弁済額につきMP社に弁済義

務が課される可能性が高いものと思料する。

当該事実は例えば下記に挙げるようにSA社グループの会計処理に影響を及ぼすものと判断する。

i) 将来発生する損失に対応する引当金の計上

引当金の計上を採用する場合、過年度の公表済財務諸表への影響の有無 を検討する必要があるが、将来の損失に繋がる事象の起因を以下のいずれ かの時点に求めるかにより結論が異なる。

- ア. 名義冒用等の加盟店契約違反が生じたことにより将来的に債務不存在の主張がなされる可能性が生じた時点、即ち本件取引の各々の発生時点。この場合はMT、MP社両社において引当金の計上を検討する必要が生じる。
- イ. I氏による債務不存在の主張の対象となる各々の契約(取引28、取引29)の締結時点。この場合はMP社において引当金の計上を検討する必要が生じる。
- ウ. I氏による債務不存在の主張が認められ、MP社に債務弁済義務が 生じる可能性が高まったと判断される時点。この場合はMP社におい て引当金の計上を検討する必要が生じる。

この点につき当委員会にて検討を行ったところ、ウ. を採用すべきと 判断に至った。

これは加盟店契約違反が発生じた時点においてはMT社、MP社において必ずしも将来損失の発生可能性を予見できるものではなく、この時で入手可能な情報に基づき最善の見積もりを行うことは相当程度に困難と言わざるを得ない。よって、かような状況において行った過去の見積もりに誤りがあることを理由として過年度に遡及して会計処理の修正(引当金の計上)を行うことは必ずしも必要と考えられるものではなく、将来損失の発生可能性が相当程度に高まったウ.の時点が属する会計期間において将来損失にかかる引当金を計上することで足りると考えたものによる。

ii)偶発債務としての財務諸表への注記

将来損失の発生可能性が低いと判断される場合、もしくは損失発生の可能性が高いものの、損失額を合理的に見積もることが困難である場合では、偶発債務として財務諸表への注記を行うことが考えられるが、この場合、過年度の公表済財務諸表へ影響を及ぼすものではない。

(2) 会計処理への影響の検討(取引®)

⁷⁰ 現行の会計基準上、「通常極めて限られたケース」と考えられている。

上記第2及び第4のとおり、取引®についても加盟店契約違反の存在が検 出されており、将来的にW氏が債務不存在の主張を行う可能性が否定できな い以上、W氏の負担するオートローン債務の未弁済額につきMT社に弁済義 務が課される可能性が存在しているものと判断できる。

しかしながら、取引②、取引②と異なり、現時点で当該債務の弁済が滞っているもしくは、W氏から債務不存在の主張がなされたという事実が検出されておらず、仮に加盟店契約違反が存在しているとしてもW氏名義の債務が完済されるのか否かについての見通しは現時点では不明である。

この観点からは現時点でMT社に損失が発生する可能性の程度の測定、損失発生額の合理的な見積もりが困難であるということを鑑み、後に損失発生可能性が相当程度に高まった時点での引当金計上という対応が考えられる。併せて、現時点においては入手可能な情報に基づいた将来損失の見積額につき、偶発債務として財務諸表への注記を行うといった対応も検討すべきであろうと思われる。

(3) 影響額についての検討

発生可能性の測定、損失金額の見積もりについての検討は本調査の調査対象範囲外のため、損失発生可能性、損失金額の見積もりについて当委員会では検討していない。

当該検討事項についてはSA社の会計監査人である監査法人との協議の うえ決定されたい。

第6 本件の発生要因に関する見解

1 本件取引の動機ならびに企業風土の検討

当委員会は、K氏が本件取引を行った動機ならびに本件取引が10年間に わたり繰り返し行われていたことの原因としてのSA社グループの企業風土 につき検討を行った。

(1) K氏の動機の考察

当委員会は、本件取引が行われた背景の検討の一環として、K氏が本件取引を行った動機について検討を行った。K氏に対するヒアリングによるとK氏はA氏に対する販売取引を自ら積極的に行っていたのではなく、むしろ遠方の顧客であること、およびA氏からの販売価格の値引き等種々の高圧的な要求に応えることにより業務が煩雑となっていることから、むしろA氏との取引の継続を望んではおらず、本件取引はA氏の様々な車種を乗り替えたいというA氏の意向に応じたものであると述べている。この点A氏、S氏及びW氏に対するヒアリングからは本件取引がK氏主導で行われたとする証言は得られておらず、K氏の証言と整合している。

また、K氏は上記第2に記載のとおり、平成27年4月1日付でMT社よりMP社へ出向しているが、K氏によると出向により配属先の営業店が変わったことをA氏には敢えて伝えていなかったことや、下記で詳述するが、本件取引が一時的にMP社内で問題視されたこと等、A氏との継続的な取引を断絶することのできる機会は存在していたにもかかわらず本件取引を継続したK氏の動機につき疑問が残るところであるが、この点につき、以下の観点から検討を加えた。

i) 販売台数目標が与える影響

K氏へのヒアリングの結果、新車販売の営業担当・支店長として販売台数目標達成に向け日々奔走していたこと、また目標達成に関するプレッシャーと向き合っていたことが窺うことができたが、これはK氏のみならず外車ディーラー営業マンとして一般的なものであり特筆すべき事項ではない程度のものと推測される。

当委員会としては過去10年にわたって28台(新車販売のみ)の販売実績がK氏の販売台数目標に与える影響の程度について客観的に論じることは困難であるものの、以下の点において、本件取引がK氏の販売台数目標に重要な影響を及ぼしていたとは考えられないと判断している。

ア. K氏は前職の 在籍時から通算して20年超にわたりBMW車の販売に従事してきたベテラン営業マンであり、本調査における社内関係者へのヒアリングからはK氏の営業成績は概ね良好であったことが窺えること。

- イ. 本件取引の発生月に(期末月である3月や中間期末月である9月に集中している等)一定の法則性が存在しないこと。
- ウ. K氏がMP社大和支店長に就任した後の平成28年3月期ならびに平成29年3月期のMP社の予実管理資料を閲覧したところ他支店との 比較において大和支店の販売台数実績が極端に落ち込んでいるという 事実が検出されていないこと。

ii) インセンティブ給与の存在

MP社、MT社においては新車販売台数に応じた各従業員へのインセンティブ給与が支給されている。これは自動車ディーラーであれば一般的なものであり、当然にK氏に対してもインセンティブ給与の支給が行われているが、上記i)同様にインセンティブ給与の存在が本件取引の直接的な動機であるとの結論を得ることはできなかった。

iii) K氏に対する上位職者、親会社からの圧力の存在

上記i)記載のとおり営業担当、支店長としての挙績達成に向けての K氏の上位職者からの動機付けは当然にあったものと推測されるが、当 委員会の調査においてはK氏の上位職者または親会社であるSA社から 社会通念を逸脱する程度の圧力がK氏に対して課されていたとされる事 実は検出されていない。

iv)その他の金銭的な利得

そこで、当委員会はK氏がインセンティブ給与以外の何等かの個人的な利得を得るべく本件取引を継続的に行った可能性を検討したが、本調査においてK氏が金銭的な利益を得ている事実また金銭的な利得以外の個人的な特筆すべき動機は検出されていない。

(2) 企業風土の考察

新車販売ディーラーとして販売台数の伸長が企業としての至上命題とならざるを得ないことは当然である。現にMT社、MP社がBMW車の正規ディーラーとして存続するためにはビー・エム・ダブリュー株式会社が提示する販売台数目標をクリアし続ける必要があったことや、両社の計上する利益の大半は同社から得られる目標達成インセンティブであったことからは、両社の経営目標において販売台数の確保が至上命題であったことが容易に想像できる。

SA社が両社を買収した当時から経営を任されていた三堀社長(当時。以下

「M社長」という。)としても、経営上の最重要課題として販売台数の確保に 傾倒せざるを得ず、一方の経営者としての命題である企業体として求められ る法令・社会規範・倫理の遵守といった経営課題との間のバランスを欠いて いたことは否めないところである。

また、当委員会による調査の過程でK氏及び社内関連者に対してヒアリングを行ったところ総じて以下のような証言を得ていることからは、MT社、MP社において販売台数至上主義・加盟店契約軽視といった風土が醸成されていたことが窺える。⁷¹

- ▶ 顧客の与信管理は信販会社に任せており、信販会社による審査がクリア した以上、顧客の与信状況は問題ないと認識していた。
- ▶ 本来、顧客の残債をオートローン元金に上乗せすることは禁止されているが、オートローン契約書に存在しないオプション等を加えることでクリアしていた。この手法は度々行われていた。

確かにSA社の顧客がオートローン契約を利用した販売取引の場合の与信管理責任は信販会社に課せられていることは言うまでもないが、それは加盟店契約の各条項を遵守しているとの前提の上に成り立っていることであり、与信上問題がある顧客に対しても信販会社の与信審査が通ればOKという風潮がひいては与信審査を通すことが目的と変質し、加盟店として負うべき義務(契約者の成りすましの防止等)を怠るという企業全体としてのコンプライアンス意識の醸成の不徹底という点にSA社グループに内在する根源的な問題があるものと考える。

その意味においては加盟店契約違反となる取引の横行を許した結果、将来的にSA社グループに多額の損失が生じるリスクを招いたことは当然の帰結ともいえよう。

2 内部統制に関する見解

結果として本件取引が継続した直接的な原因はK氏の個人的な資質(不適切な取引を継続して行うという規範意識の不足)によるところが大きいとしても、本来的にSA社には会社組織としてそのような不正取引を未然に防ぐ義務があり、そのために必要な対応策を講じる必要がある。

SA社は上場企業である以前に一企業体として当然にこれらの対応策であ

¹¹SA社の説明によると平成29年3月に現任の北野社長が就任して以降、経営目標として、適正な粗利益の確保を重視することとし、過度に販売台数に拘ることのないよう営業担当者への指導を行っているとのことである。

る内部統制ならびに企業グループのガバナンスの構築が求められるところであるが、SA社グループにおけるこれらの機能は脆弱なものであると言わざるを得ない。

以下に挙げられる一連の内部統制の不備ならびにグループガバナンス構築 の不徹底が本件のような不当な業務遂行が是正されることもなく長きに渡り 継続的に行われたことの背景として存在していると考えられる。

(1) 各子会社の企業としての基本的機能の整備が不十分

i)取締役会の開催について

MT社、MP社は各々、子会社単体としての取締役会開催を概ね 3 ヶ月に 1 回程度の頻度で行っている。子会社単体における種々の経営課題につき適時に対応するためには毎月定期的に開催することが望まれる。

ii) 基本規程の整備が不十分

会社経営の基本的ルールである基本規程(組織規程、職務分掌規程、 職務権限規程等)が組織改編の都度、適時に行われていない等、整備状 況が不十分である。このため、各社従業員の職責、権限が不明確なもの となっていることが懸念される。

本来、K氏は支店長として支店業務全般のマネジメントに専念すべきであったところ、自ら営業活動に奔走し、自身で起票した新車注文書、ローン契約書を自身で承認していた等の事実が本件取引を助長させた一因と考えられるが、そもそも各従業員の職責・職務が明確に規定されていなかったという状況であったことも背景に存在する。

(2) 情報伝達機能の整備が不十分

i)情報伝達機能の不発揮

上記のとおり当然に必要な基本規程の不十分な整備は即ちSA社グループの情報伝達機能の不発揮といった事象を招くこととなる。

当委員会の調査の過程において以下の事象が検出されている。

- ア. K氏のMP社への出向直後、K氏の上司であるH営業部長が、I 氏の残債額が増加している点、販売頻度が多い点に不信を抱き、 M社長に報告するも、M社長によるK氏へ対する簡便な事情聴取 にとどまり、その後、不問に付された。
- イ. 上記第1に記載のとおり、本件取引が社内で問題化された契機は 平成29年8月であるところ、SA社江畑常勤監査役が知ること となったのは平成30年1月のことであり、会計監査人である監 査法人に伝達されたのは2月のことであった。この間、当問題を

把握していたのはH営業部長、SA社K取締役等一部の者にとど まっていた。

企業リスクとなり得る諸問題が生じた際にどのような対応を図るべきか、どの部門が責任を負うべきか協議する機会、連携が不十分であったと考えられる。

ii) 社内通報制度の実効性

上記のとおり、H営業部長の進言がM社長により不問に付された時点で、H営業部長は当時のMP社の監査役ないしSA社のしかるべき役職者に対して何らかの報告をすべきであったとも考えられるが、直属の上司であるM社長の頭越しにそのような行動をとることは困難であったことは想像に難くない。

このような事象の対応策として社内通報制度等の整備が求められるところである。SA社グループにおいても社内通報制度自体は存在しており、実際の利用履歴はあったものの、通報先がSA社総務部となっていることからはどこまで実効性があったかは疑問が残る。

(3) リスク軽減を目的とした販売フローの整備が不十分

MT社、MP社には新車販売に関するルールを明記した販売規程、業務マニュアル等が未整備であり、新車販売フローの周知徹底が不十分であったと言わざるを得ない。また、内部統制報告制度に必要な業務フローチャート、業務記述書は存在しているものの、制度導入当初に作成されたものからの改訂は組織名・役職名の変更等限定的なものにとどまっているとのことである。

新車販売プロセスに係る業務記述書、RCMにつき閲覧したが、簡素な内容となっており、新車売上計上に関するリスクを軽減する統制の記述として不十分なものであると判断せざるを得ないものであった。

(4) モニタリング機能の不足

i) 監査役監査機能、内部監査機能の不足

SA社常勤監査役、内部監査担当責任者に対するヒアリングより以下の事実が判明している。

- ▶ 常勤監査役による業務監査と内部監査に明確な区分はなく、「店舗往査」として監査役と内部監査担当が同行して行っているが、内部監査担当者の定着が悪く、担当者不在の時期は店舗往査が行われないこともあった。また、店舗往査を行ったとしても現金・印紙の管理状況の確認、営業日報のチェック程度の手続きしか行っていない。
- ▶ 経営企画室が予算統制業務の他、内部監査業務を兼任しており、内部

監査機能が完全に他部門から独立していたとはいい難い。

- ▶ 現担当者入社時には前任の担当者による内部監査資料の整理保存が 不十分なものであった。
- ▶ 内部統制評価にあたってはSA社経理担当者が各子会社の証憑収集 を担当し、経理担当者経由で内部監査担当へ評価資料が提出される状 況である。

かようにSA社グループにおける監査役監査機能、内部監査機能は不 十分なものであったと言わざるを得ず、MT社、MP社に対するモニタ リング機能がどこまで発揮されていたかは不透明である。

ii) SA社経理部門によるモニタリング

MT社、MP社は経理業務の殆どをSA社経理部門に委託していることからは、SA社における監査機能に加えてSA社経理部門におけるモニタリング機能の発揮が期待されるところである。

しかしながら、売上計上に関してSA社経理部門のチェック機能は各社にて売上システムに入力された注文データと注文書、自動車検査証写等の原始証憑の記載事項との整合性のチェックのみにとどまり、オートローン契約の妥当性(売上計上額に比して過大な売掛金が計上されていないか)についてのチェックは行われていない。

本件取引の発生を未然に防ぐ観点からは売上高と信販会社からの入金額(オートローン元金)の異常な差異が存在することについて何等かのアラートを発信するべきであったとも考えられる。

第7 再発防止策の提言

当委員会は、本件調査の結果、上記の各事実の認定およびこれらの事実の発生要因の検討を踏まえ、以下のように再発防止策を提言する。

(1) 子会社独自のガバナンスの強化

i) 取締役会の定期開催

子会社単体の取締役会を毎月開催し、MT社、MP社の経営者による経営課題、リスクマネジメントに関する活発な討議が適時に行われることが求められる。子会社監査役のみならず、SA社監査役も臨席のうえ、取締役との間で法令・定款違反を始めとする各種リスク要因に係る積極的な意見の交換を行うことが求められる。

ii) 監査役によるモニタリング強化

現状のようにSA社の取締役管理部長が子会社の監査役を兼務している状況においては子会社の監査役としての職務を遂行する時間的余裕に制限が生じる恐れがあるため、子会社ガバナンスの観点からは必ずしも望ましいものではない。

子会社の監査役については、新たに常勤監査役を設置する、あるいは SA社常勤監査役が兼務する等の対応を図り、実効性のある子会社業務 監査を行うことが求められる。

iii) 内部監査部門によるモニタリング強化

内部監査機能は経営企画室との分掌を図り、他の業務部門と独立した経営者直属の部門として設置することが求められる。

内部監査機能を有効ならしめるべく、内部監査マニュアルの構築の他、 監査役による業務監査との連携を図りつつ、事業年度単位での内部監査 プログラム(内部監査計画、内部監査手続、監査対象部門へのフィード バック、経営者への報告、改善計画の立案・示達)を作成し、実行に移 していくことが必要である。

併せて、モニタリング機能のみならず下記のコンプライアンス推進の 指導機能を発揮すべく、内部監査担当者においては新車・中古車販売業 務に関する関連法令や加盟店契約を始めクレジット契約全般にわたる関 連業務知識の習得等、監査能力の不断の向上に努めることが期待される。

(2) コンプライアンス意識の周知徹底

上記のとおり、結果として違反取引を看過してしまった背景として、新車

販売取引に関わる役職員が、そもそも「加盟店契約違反に該当する」ものと 理解していなかった、もしくは理解していたとしても「多少の逸脱は許容される」との誤った認識のもと、業務を遂行していたことが挙げられる。

法令違反は言うまでもなく、企業活動を遂行するうえでの各種契約条項の 遵守もコンプライアンス遵守であることを肝に銘じ、企業理念、行動指針に 基づいた行動の徹底および様々な機会を通じてのコンプライアンスの周知徹 底を図ることが望まれる。具体的には以下の行動が求められる。⁷²

- ▶ グループ行動憲章、コンプライアンスポリシーの整備
- ▶ 全従業員への周知
- ▶ 定期的なコンプライアンス研修の開催

(3) 内部統制フローの再構築

本件のような事例は企業経営にとってのリスクであることを再認識し、経営リスクの発生を防止する各種統制の構築を行うことが求められる。

i) 基本規程の整備

組織を企業目的に適合させ、効率的に運営させるべく、分担すべき職務、行使すべき権限を明確にさせるために各種基本規程(組織規程、職務分掌規程、職務権限規程)の再整備が必要である。

ii)新車販売プロセスに係る内部統制の再構築

財務数値の適正性の担保のみならず従業員による違法行為や不正を未然に防ぐ観点から以下のように販売業務プロセスに係る内部統制(販売ルール)の再構築を行う必要がある。⁷³

- ▶ ローン契約者の本人確認の徹底(自署、実印、印鑑証明書等の徴求)
- ▶ 新車注文書記載内容とローン申込書記載内容の一致の確認
- ▶ イレギュラー取引にかかる承認要件の定義・承認権限の設定
- ▶ 上記事務が正しく遂行されていることを確認する為のセルフチェック機能の追加、販売部門と独立した事務部門、担当者の設置
- ➤ 経理部門への情報伝達フローの確立 (上記事務部門を通じた経理部門 への情報伝達フローの確立)
- ▶ 経理部門によるモニタリングの強化 (イレギュラー取引に対するアラート機能の構築)、経理担当者による新車販売関連法令ならびに契約

⁷² S A 社の説明によると平成30年以降オーバーローン契約は受注しないよう 指導を行っているとのことである。

⁷³ 本調査時点で既に納品請求書、注文書写しを注文者(ローン契約者)へ返送する運用を導入済である。

にかかる知識の習得

- ▶ 会社独自の販売管理・顧客管理システムの構築
- ➤ これら業務プロセスの見直しを反映したうえで財務数値の適正性の みならず、従業員不正の防止を念頭においた業務リスクの洗い出しな らびに当該リスクの統制行為のあてはめを行うことにより内部統制 評価文書(業務記述書、RCM、FC)の再整備を行う。

(4) 職責に応じた人事評価制度の見直し

全ての役職員が各々に期待される目標を達成することにより、組織全体の目標、会社の業績向上に貢献させる観点から人事考課・人事評価制度の見直しを行うことが求められる。

とりわけ新車販売部門においては各職責に求められる職能・成果目標(販売台数、粗利益、指導能力等)を明確にし、これらに応じた公平な人事考課が行われることが必要である。

(5) 社内通報制度の強化

現行の社内通報制度の実効性を高めるべく、制度設計の見直しを図る必要がある。具体的には通報受付窓口を社内のみならず社外(社外監査役、顧問法律事務所等)にも設置する等の制度の改善が考えられる。

(6) 責任の所在の明確化

これまでの調査の結果、SA社グループにおいては重大なコンプライアンス違反が存在していたことが判明しており、また、当該違反行為において将来の財務諸表に重要な影響を与える損失の計上に繋がることが予想されていることからは、本件当事者ならびに管理監督すべき立場にあった者の責任の所在を明確にし、相応の処分を検討することが必要と考えられる。

別紙1 本件取引一覧(省略)

別紙2 他事例調査一覧(省略)

別紙3 第5調査対象資料の概要

<添付資料> (いずれも省略)

本件取引及び一連の関連取引に関する資料

他事例調査に関する資料

X社との

Y社との

Z社との

第5調査対象資料の概要

【MT社】

- 決算書(平成19年3月期~平成29年3月期)
- 残高試算表(平成20年3月期~平成29年3月期、平成29年12月期)
- 総勘定元帳(新車売上高勘定/平成19年4月~平成27年3月)
- 総勘定元帳(中古車売上高勘定/平成26年4月~平成27年3月)
- 取引①~⑱の売上計上に係る仕訳日記帳
- 中古車仕入一覧表(平成28年3月期、平成29年3月期、平成29年12 月期)
- (調査対象として抽出した)中古車取引に係る中古車入庫表、売買契約書
- (調査対象として抽出した)他事例取引の売上計上に係る仕訳日記帳

【MP社】

- 決算書(平成20年3月期~平成29年3月期)
- 残高試算表(平成20年3月期~平成29年3月期、平成29年12月期)
- 総勘定元帳(新車売上高勘定/平成27年4月~平成29年12月)
- 取引⑩~⑳の売上計上に係る仕訳日記帳
- 中古車仕入一覧表(平成28年3月期、平成29年3月期、平成29年12 月期)
- (調査対象として抽出した)中古車取引に係る中古車入庫表、売買契約書
- (調査対象として抽出した)他事例取引の売上計上に係る仕訳日記帳